

平成 27 年度滋賀県包括外部監査報告書

監査テーマ

「文化芸術・スポーツにかかる施設の財務事務
の執行および管理運営について」

平成 28 年 3 月

滋賀県包括外部監査人

公認会計士 村尾 慎哉

目 次

第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 外部監査のテーマ	1
2.1 選定したテーマ	1
2.2 テーマの選定理由	1
3 外部監査の対象とした所管課等	2
4 外部監査の実施期間	2
5 外部監査の方法	2
5.1 監査の要点（監査の着眼点）	2
5.2 主な監査手続	3
5.3 往査の実施状況	3
6 包括外部監査人および補助者の氏名・資格	4
6.1 包括外部監査人	4
6.2 外部監査補助者	4
7 利害関係	4
8 監査の結果について	4
第2 施設の概要	5
1 びわ湖ホール	5
1.1 概要	5
1.2 「東の新国立劇場 西のびわ湖ホール」	6
1.3 設立趣旨	6
1.4 沿革	6
1.5 基本方針	7
1.6 事業内容	8
1.7 （公財）びわ湖ホールの概要	10
1.8 主な設備内容	11

1.9	設備維持費用	13
1.10	今後の大規模修繕	13
1.11	公演数および来館者数	14
1.12	声楽アンサンブル	14
2	文化産業交流会館	16
2.1	概要	16
2.2	設立経緯	17
2.3	沿革	17
2.4	主な設備内容	18
2.5	組織体制	19
2.6	入館者数および利用料金の推移	19
3	県立図書館	20
3.1	概要	20
3.2	沿革	21
3.3	主な設備内容	22
3.4	図書資料の収集・整備の考え方	24
3.5	県内市町立図書館等への支援	24
3.6	資料保存センター機能	25
3.7	県外図書館等との協力	25
3.8	図書館コンピュータシステムの状況	25
3.9	主要統計等	25
3.10	県内の市町立図書館の状況	27
4	県立体育館	29
4.1	概要	29
4.2	沿革	30
4.3	利用人数および利用料金	31
4.4	運営体制	31
5	県立武道館	32

5.1	概要	32
5.2	沿革	33
5.3	利用人数および利用料金	34
5.4	運営体制	34
6	スポーツ会館	35
6.1	概要	35
6.2	沿革	36
6.3	利用人数および利用料金	37
6.4	運営体制	37
7	栗東体育館	38
7.1	概要	38
7.2	沿革	39
7.3	利用人数および利用料金	39
7.4	運営体制	40
8	琵琶湖漕艇場	41
8.1	概要	41
8.2	沿革	42
8.3	利用人数および利用料金	43
8.4	運営体制	43
9	柳が崎ヨットハーバー	44
9.1	概要	44
9.2	沿革	45
9.3	利用人数および利用料金	45
9.4	運営体制	46
10	県立ライフル射撃場	47
10.1	概要	47
10.2	利用人数および利用料金	48
10.3	運営体制	48

第3 外部監査の結果および意見	49
1 施設のあり方について	49
1.1 滋賀県の文化・スポーツ施策について	49
1.2 文化施設について	63
1.3 スポーツ施設について	94
1.4 監査の結果	119
2 収支の状況について	126
2.1 びわ湖ホールについて	126
2.2 文化産業交流会館について	137
2.3 県立図書館について	151
2.4 スポーツ施設について	157
2.5 管理上の問題点について	178
2.6 監査の結果	181
3 指定管理の状況について	186
3.1 滋賀県における指定管理者制度について	186
3.2 びわ湖ホールについて	190
3.3 文化産業交流会館について	195
3.4 スポーツ施設全般について	197
3.5 監査の結果	211
4 人件費の状況について	213
4.1 図書館について	213
4.2 監査の結果	216
5 契約事務の状況について	217
5.1 契約方法の概要について	217
5.2 監査対象と監査要点について	221
5.3 県立図書館について	222
5.4 びわ湖ホールについて	225
5.5 文化産業交流会館について	236

5.6	県立体育館について	242
5.7	県立武道館について	246
5.8	スポーツ会館について	248
5.9	栗東体育館について	254
5.10	琵琶湖漕艇場について	256
5.11	柳が崎ヨットハーバーについて	258
5.12	監査の結果	260
6	固定資産管理の状況について	263
6.1	建物・土地について	263
6.2	各施設の利用状況について	266
6.3	備品について	298
6.4	修繕計画策定の状況について	308
6.5	施設管理について	312
6.6	監査の結果	317
7	その他	323
7.1	指定管理者制度で実施する事業の評価について	323
7.2	指定管理者の管理施設に対する支出総額の把握について	328
7.3	出資法人の賞与引当金の計上について	329
7.4	システム管理について	330
7.5	(公財)文化振興事業団の評議員の状況について	333
7.6	監査の結果	334
(別紙)	県民文化会館(仮称)検討懇談会報告書	336

(注) 報告書においては、監査対象施設の名称を省略して以下のように記載する場合がありますので、ご留意いただきたい。

(正式名称)	→	(略称)
滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール	→	びわ湖ホール
滋賀県立文化産業交流会館	→	文化産業交流会館
滋賀県立図書館	→	県立図書館
滋賀県立体育館	→	県立体育館
滋賀県立武道館	→	県立武道館
滋賀県立スポーツ会館	→	スポーツ会館
滋賀県立栗東体育館	→	栗東体育館
滋賀県立琵琶湖漕艇場	→	琵琶湖漕艇場
滋賀県立柳が崎ヨットハーバー	→	柳が崎ヨットハーバー
滋賀県立ライフル射撃場	→	県立ライフル射撃場

また、各施設の指定管理者等の名称を省略して以下のように記載する場合がありますので、ご留意いただきたい。

(正式名称)	→	(略称)
公益財団法人びわ湖ホール	→	(公財) びわ湖ホール
公益財団法人滋賀県文化振興事業団	→	(公財) 文化振興事業団
公益財団法人滋賀県体育協会	→	(公財) 体育協会
滋賀文化元気室	→	元気室
滋賀県文化・元気室		

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び滋賀県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

2 外部監査のテーマ

2.1 選定したテーマ

文化芸術・スポーツにかかる施設の財務事務の執行及び管理運営について

2.2 テーマの選定理由

滋賀県では平成27年3月に「滋賀県基本構想」を策定し、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～みんなでつくろう！新しい豊かさ～」を基本理念として掲げている。この基本構想は、時代の潮流と課題を踏まえ、これからの滋賀を築いていくための基本理念を掲げ、一世代後となる平成52年（2040年）頃を展望し、長期的な視点から滋賀の目指す姿を明らかにする「長期ビジョン編」と、今後4年間に先駆的・重点的に取り組むべき政策を掲げる「重点政策編」で構成されている。「重点政策編」では、7つの「重点政策」（以下「重点政策」という。）に取り組むとしており、そのなかに「文化とスポーツの力を活かした元気な滋賀の創造」が掲げられている。

また、滋賀県では外郭団体や施設が設けられて以降社会の状況が大きく変化し、公益法人制度改革や指定管理者制度の導入など制度面でも大きな改革が行われていることから、外郭団体と公の施設の見直しを行政改革の重要な取組事項と位置付け、平成21年12月に平成26年度までを計画期間とする「外郭団体および公の施設の見直し計画」（以下「見直し計画」という。）を策定している。

「重点政策」の達成のために文化芸術・スポーツにかかる施設の果たす役割は大きいと考える。「文化とスポーツの力を活かした元気な滋賀の創造」にむけて、各施設が県民のニーズと合致し地域活性化に貢献しているか、効果的・効率的に管理・運営されているか、また、各施設が平成26年度までに「見直し計画」どおりに取組を進めたか、などの観点から改めて検証する必要があると考え、本テーマを選定した。

3. 外部監査の対象とした所管課等

平成 27 年度の監査テーマである「文化芸術・スポーツにかかる施設の財務事務の執行及び管理運営について」における監査の対象は、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール、滋賀県立文化産業交流会館（総合政策部文化振興課所管）、滋賀県立図書館（教育委員会事務局生涯学習課所管）、滋賀県立体育館、滋賀県立武道館、滋賀県立スポーツ会館、滋賀県立栗東体育館、滋賀県立琵琶湖漕艇場、滋賀県立柳が崎ヨットハーバー、滋賀県立ライフル射撃場（教育委員会事務局スポーツ健康課所管）とする。

なお、施設の選定にあたり、文化芸術施設については新生計画を策定し実行中の施設等、スポーツ施設については平成 36 年に滋賀県で開催予定の「国民体育大会」において使用される可能性が高い施設については今後改善に取り組まれることと思われるため、監査対象としていない。

4. 外部監査の実施期間

平成 27 年 6 月 22 日から平成 28 年 3 月 1 日まで

なお、監査の対象期間は、原則として平成 26 年度とするが、必要に応じて過年度にも遡及するとともに、平成 27 年度以降の状況等についても言及していることを申し添える。

5 外部監査の方法

5.1 監査の要点（監査の着眼点）

- ・ 各種の契約事務、施設、物品の管理等は、法令等に則り適正になされているか。
- ・ 各種の収入に関する事務執行・管理が適正に行われているか。
- ・ 各文化芸術・スポーツ施設の管理・運営は、コスト意識を持ち効果的・効率的になされているか。
- ・ 指定管理者の選定及び指定管理者制度の運用は適切に行われているか。
- ・ 組織・職員数・職務分担等は適切で、効果的・効率的なものとなっているか。
- ・ 各文化芸術・スポーツ施設は県民のニーズに合致し、かつ、地域活性化に貢献しているか。

5.2 主な監査手続

- (1) 滋賀県の所管部署および各文化芸術・スポーツ施設（滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール、滋賀県立文化産業交流会館、滋賀県立図書館、滋賀県立体育館、滋賀県立武道館、滋賀県立スポーツ会館、滋賀県立栗東体育館、滋賀県立琵琶湖漕艇場、滋賀県立柳が崎ヨットハーバー、滋賀県立ライフル射撃場）の担当者（指定管理者を含む）への質問、意見聴取及び書類の閲覧等によりその概況を把握した。また、入手資料等により分析を実施し問題点等の抽出に努めた。
- (2) 関係する法令、規則、要綱、要領等を閲覧し、これらに準拠して事務が執行されているか確認した。
- (3) 関係台帳、帳簿、契約書、証拠証憑等を閲覧し、その運用方法について検討した。
- (4) 各文化芸術・スポーツ施設に赴き、現地視察及び担当者へのヒアリング、書類の閲覧等により、事務の執行状況について確認した。

5.3 往査の実施状況

外部監査の実施にあたっては滋賀県庁内等での所管部署および各指定管理者へのヒアリングのほか、各文化芸術・スポーツ施設に赴いて、施設及び業務の状況を把握した。

往査対象施設	往査実施日	往査担当者
滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール	8月10日、9月4日、 10月15日	監査人及び補助者
滋賀県立文化産業交流会館	8月11日、9月2日、 10月2日	監査人及び補助者
滋賀県立図書館	7月23日、8月18日、 10月21日	監査人及び補助者
滋賀県立体育館	8月10日	監査人及び補助者
滋賀県立武道館	8月10日	監査人及び補助者
滋賀県立スポーツ会館	9月14日	監査人及び補助者

往査対象施設	往査実施日	往査担当者
滋賀県立栗東体育館	8月10日	監査人及び補助者
滋賀県立琵琶湖漕艇場	7月21日	監査人及び補助者
滋賀県立柳が崎ヨットハーバー	7月21日	監査人及び補助者
滋賀県立ライフル射撃場	8月11日	監査人及び補助者

6 包括外部監査人および補助者の氏名・資格

6.1 包括外部監査人

公認会計士・税理士 村尾 慎哉

6.2 外部監査補助者

公認会計士・税理士 新井 英植

公認会計士・税理士 梅本 顕宏

公認会計士・税理士 谷口 貢

公認会計士・税理士 菱刈 学

公認会計士・税理士 日根野 健 (五十音順)

7 利害関係

包括外部監査人ならびに補助者は、選択したテーマに関し、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

8 監査の結果について

本報告書では、監査の結果として指摘事項と意見を記載している。指摘事項は、合規性の観点から当然に是正・改善を求める事項である。また、県の厳しい財政状況に鑑み、地方自治法第2条第14項の趣旨を厳格に解し、経済性、効率性及び有効性の観点から強く対応を求めるものについても指摘事項としている。

他方、意見は、指摘事項には該当しないが、組織及び運営の合理化に資するために、是正・改善に向けた検討を求める事項である。

第2 施設の概要

1 びわ湖ホール



1.1 概要

設置目的	県民が舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに舞台芸術の振興および普及を図り、県民の文化の向上に資するため		
設置管理条例	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例（平成9年10月15日滋賀県条例第42号）		
所管課	総合政策部 文化振興課		
管理方法	指定管理者制度 指定管理者：（公財）びわ湖ホール		
所在地	滋賀県大津市打出浜 15-1		
敷地面積	20,000 m ²	延床面積	29,264.25 m ²
使用開始日	平成10年9月5日		
当初建設費	28,050 百万円（駐車場 3,545 百万円を含む）		
建物の構造・規模	建築面積：13,960.05 m ² 階数：地上4階、地下2階 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造		
施設ホームページ	https://www.biwako-hall.or.jp/		

1.2 「東の新国立劇場 西のびわ湖ホール」

びわ湖ホールは、4面舞台という特色のあるホールを有し、音響や眺望についても音楽専門家から高い評価を得ている劇場である。また、毎年4～5本のオペラをびわ湖ホールで制作しており、「東の新国立劇場 西のびわ湖ホール」と評されている。

1.3 設立趣旨

びわ湖ホールは、日本や世界で展開されている舞台芸術を最高の鑑賞条件で提供し、人類の精神活動の結晶ともいえる芸術を同時代に生きる人々と共有するとともに、新たな創造への原動力となる拠点として整備し、人々の生活に安らぎや精神的な活力をもたらし、ひいては、情報化時代、ソフト化時代への対応が迫られている滋賀の経済社会に好ましい影響を生み出し、まちの人々の生活や経済活動とも連動させた事業展開を行うことにより、新しい県のシンボルとなる文化的都市環境づくりの核となり、滋賀の魅力を発信する場となることをめざす。

1.4 沿革

びわ湖ホールによると、沿革は以下のとおり。

年度	トピック	受賞等	年間来館者数
平成10年度 (1998年度)	<ul style="list-style-type: none"> ■初代館長 赤松良子 ■初代会長 稲葉 稔 ■初代芸術監督 若杉 弘 ■びわ湖ホール友の会制度創設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月20日 公演チケット情報「Stage」vol.1発行 ・ 9月 5日 びわ湖ホール開館 ・ 9月25日 びわ湖ホール情報誌「湖響」創刊号発行 ・ 10月31日 第1回びわ湖ホール声楽アンサンブル定期公演開催 ・ 1月16日 プロデュースオペラ『ドン・カルロ』17日 	<ul style="list-style-type: none"> ■社団法人照明学会照明普及会 照明普及賞 優秀施設賞 	194,830
平成11年度 (1999年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月21日 プロデュースオペラ『群盗』24日 		220,562
平成12年度 (2000年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月25日 プロデュースオペラ『ジャンヌ・ダルク』26日 		213,791
平成13年度 (2001年度)	<ul style="list-style-type: none"> ■第2代館長 上原恵美 就任 ・ 11月 3日 プロデュースオペラ『アッティラ』4日 		201,588
平成14年度 (2002年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月26日 プロデュースオペラ『エルナーニ』27日 		215,383
平成15年度 (2003年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月29日 プロデュースオペラ『シチリアの夕べの祈り』30日 		227,101

平成16年度 (2004年度)	・10月16日 プロデュースオペラ『十字軍のロンバルディア人』 17日	■第12回三菱信託音楽賞 『シチリアの夕べの祈り』 ■文化庁平成16年度芸術祭音楽部門優秀賞 『十字軍のロンバルディア人』	206,741
平成17年度 (2005年度)	・10月22日 プロデュースオペラ『ステッフエリオ』 23日	■文化庁平成17年度芸術祭音楽部門優秀賞 『ステッフエリオ』	209,176
平成18年度 (2006年度)	■びわ湖ホール指定管理第1期開始 ・10月28日 プロデュースオペラ『海賊』 29日	■第18回ミュージック・ベンクラブ音楽賞 クラシック部門〈最優秀コンサート・パフォーマンス賞〉 (日本人アーティスト) 『ステッフエリオ』 ■文化庁平成18年度芸術祭音楽部門大賞 『海賊』 ■第19回ミュージック・ベンクラブ音楽賞 クラシック部門〈最優秀コンサート・パフォーマンス賞〉 (日本人アーティスト) 『海賊』	189,971
平成19年度 (2007年度)	■第3代館長 井上建夫 就任 ■第2代芸術監督 沼尻竜典 就任 ・11月25日 沼尻竜典オペラセレクションシリーズ開始 『こびと〜女王様の誕生日』 ・2月 2日 プロデュースオペラ『ばらの騎士』 3日 ・3月31日 声楽アンサンブル東京公演開始 『びわ湖から春のおくりもの』		227,744
平成20年度 (2008年度)	・3月14日 プロデュースオペラ『トゥーランドット』 15日		220,319
平成21年度 (2009年度)	■第2代会長 高田敏一 就任 ・3月13日 プロデュースオペラ『ラ・ボエーム』 14日	■文化庁平成21年度芸術祭音楽部門優秀賞 沼尻竜典オペラセレクション『ルル』	230,200
平成22年度 (2010年度)	■びわ湖ホール友の会サポート会員制度創設 ・5月 1日 『ラ・フォル・ジュルネびわ湖』第1回開催 2日 ・3月 5日 プロデュースオペラ『アイダ』 6日	■文化庁平成22年度芸術祭音楽部門優秀賞 沼尻竜典オペラセレクション『トリスタンとイゾルデ』	253,102
平成23年度 (2011年度)	■びわ湖ホール指定管理第2期開始 ■公益認定を受け、公益財団法人びわ湖ホールへ移行 ■舞台芸術基金創設 ■にゃんぼら先生シアターメイツ特別顧問に就任 ・6月 3日 「音楽会へ出かけよう！」開催開始 ・3月10日 プロデュースオペラ『タンホイザー』 11日	■第19回三菱UFJ信託音楽賞 沼尻竜典オペラセレクション『トリスタンとイゾルデ』 ■地域創造大賞 ■共同制作として上演した神奈川公演が 第20回三菱UFJ信託音楽賞受賞 『タンホイザー』	282,290
平成24年度 (2012年度)	・10月26日 ロビーコンサート 第100回開催 ・10月27日 第50回びわ湖ホール声楽アンサンブル 定期公演開催 ・3月 9日 プロデュースオペラ『椿姫』 10日		303,027
平成25年度 (2013年度)	■第4代館長 山中 隆 就任 ■税額控除対象法人としての認可取得 ■びわ湖ホールオフィシャルスポンサー 叶匠壽庵 決定 ・9月21日 プロデュースオペラ『ワルキューレ』 22日		—

※来館者数は貸館・視察等分を含む

1.5 基本方針

- (1)創造的な活動をする劇場であり続ける。
- (2)「文化で滋養を元気に！」する核となる。
- (3)子どもとアクティブシニアをファンにつけ、情報ツールを駆使し、観客を増やす。
- (4)制度改革の流れを的確につかみ、対応する。

(5)財源確保と事業精査で、安定的な財団経営を図る。

1.6 事業内容

1.6.1 自主事業

自主事業とは、びわ湖ホールが自ら企画し実施する事業をいう。この中には大きく分けてキャスティング（誰に、いくらで出演してもらうか）から、舞台装置製作の手配、稽古日程の調整、出演者の移動・宿泊の手配、個々の報酬の支払いなど、様々なことを全て自ら行って公演を作り上げる「自主制作」と、既に他社などで制作したものを招聘する「買取公演」がある。

びわ湖ホールは開設以来、オペラ等の舞台芸術を「自主制作」し、「舞台芸術の創造」と「観客の創造」により、舞台芸術の振興および普及事業を行ってきており、そのための専門スタッフを配置している。

「買取公演」はスタッフやキャストが全て決まり、稽古もほぼ完了した状態でびわ湖ホールに来るため、ホールの使用期間は短くて済むという利点がある。

一方、「自主制作」はびわ湖ホールで全てを「創り上げる」ため、施設の使用期間は長くなるが、「自主制作」は高い専門性が必要であり、特に大がかりな準備・調整が必要となるオペラについては、「自主制作」できる劇場は、新国立劇場など国内でもごくわずかである。

(1) 自主事業の基本計画

① トップレベルの舞台芸術の提供

びわ湖ホールプロデュースオペラをはじめとする日本最高水準のオペラ公演、日本トップレベルのオーケストラや演奏家による音楽公演、世界的に有名なバレエ・ダンスカンパニーによるバレエ・ダンス公演、および日本有数の古典芸能公演など、トップレベルの舞台芸術を最高の劇場環境で提供する。

② 多くの人々が本物の舞台芸術を楽しめる機会の提供

誰もが手軽に楽しめる「ラ・フォル・ジュルネびわ湖」（注）の開催、地域と連携して開催する「びわ湖大津秋の音楽祭」およびびわ湖ホール声楽アンサンブルが出演し地域のホールと連携する地域協働公演など、気軽に優れた舞台芸術に触れる機会を

提供するほか、オペラ、ダンス、古典芸能等の理解や普及を目的として、セミナーやワークショップを開催する。

(注) ラ・フォル・ジュルネびわ湖 (LFJ) について

ラ・フォル・ジュルネとは、音楽プロデューサーのルネ・マルタン氏が、1995 年にフランス北西部の港町ナント(人口約 30 万人)で始めたクラシック音楽祭である。

アーティストック・ディレクターを務めるマルタン氏の「世界の優れた音楽家の演奏を誰もが楽しめるよう、比較的短い演奏時間で、しかも低料金で多くの公演を提供することで、これからのクラシック音楽を支える新しい観客の創造を目指す」というコンセプトのもと、複数の会場で朝から晩まで、45 分から 1 時間程度のコンサートが並行して、数日間にわたって繰り広げられる。

なお、ラ・フォル・ジュルネという名称は、モーツァルトのオペラ『フィガロの結婚』(ボーマルシェ原作の副題「狂おしい一日」(LA FOLLE JOURNÉE)) からきている。

③ 次代を担う子どもたちが舞台芸術に触れる機会の提供

舞台芸術を享受し、豊かな感性や創造性を育み、相互理解や尊重する心豊かな人間性を形成することを目的として、大ホールで本物の舞台芸術に触れる授業「びわ湖ホール 音楽会へでかけよう！」(ホールの子事業)の提供、小学校等へ出かけて開催する「学校巡回公演」、「ふれあい音楽教室」など演奏家による指導を行うとともに、子どもも楽しめるオペラ公演等を増やし、子ども向けには低廉な青少年料金を設ける。

(2) 主な実施事業

① 自主事業

びわ湖ホールによると、主な公演は以下のとおり。

○平成 25 年度

大ホール	プロデュースオペラ「ワルキューレ」、沼尻竜典オペラセレクション「死の都」など 17 公演
中ホール	オペラへの招待「ホフマン物語」など 31 公演
小ホール	室内楽、声楽アンサンブル定期公演など 15 公演

その他	0歳児からのコンサート（ピアザホール）など 4公演
普及事業	音楽会に出かけよう（ホールの子事業） 203公演
共催等	26公演

○平成26年度

大ホール	プロデュースオペラ「オテロ」、ボリジョイバレエなど 16公演
中ホール	オペラへの招待「ラインの黄金」「天国と地獄」など 25公演
小ホール	室内楽、声楽アンサンブル定期公演など 19公演
その他	0歳児からのコンサート（ピアザホール）など 4公演
普及事業	音楽会に出かけよう（ホールの子事業） 171公演
共催等	25公演

また、上記の他に以下の活動を行っている。

- 観客創造活動（友の会の運営、劇場サポーター、シアターメイツ等）
- 広報営業活動（チケット販売、民間協賛金・スポンサーの確保等）
- 次年度以降の自主事業の準備

1.6.2 貸館業務

施設を有効利用し県民が足を運びやすいホールを目指し、貸館事業を行う。

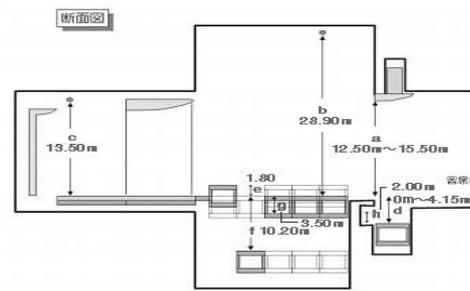
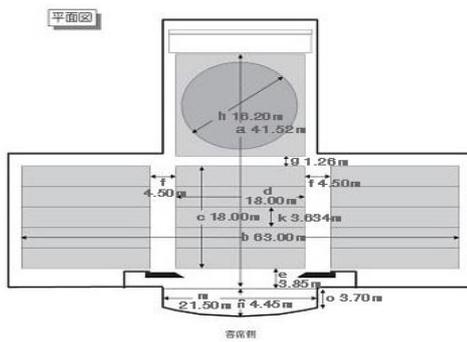
1.6.3 ホール・駐車場の管理運営

ホールおよび隣接する駐車場の管理運営を滋賀県より受託する。

1.7 （公財）びわ湖ホールの概要

（公財）びわ湖ホールは、各種の優れた舞台芸術事業を行い、芸術文化に関する活動を展開することによって、芸術文化の創造と振興を図り、もって県民のより豊かな生活環境づくりに寄与することを目的として設立された。

概要は、以下のとおりである。



(注 1) 4面舞台

4面舞台とは、平面図の真ん中手前の舞台（主舞台）と同じスペースの舞台が、その両脇（側舞台）と奥（奥舞台）にあるものである。

(注 2) プロセニウム

観客席と舞台を区切る額縁型の壁面をいう。観客はその開口部（プロセニウム・アーチ）を通して、ちょうど額縁のなかの絵のように舞台を眺める。

(注 3) シューボックス型

箱型で客席前方にステージがある舞台。靴箱（シューボックス）に由来する。

(設備概要)

客席	1,848 席 1階 755 席、2階 435 席、3階 372 席、4階 282 席、車椅子席 4 席
舞台形式	プロセニウム型劇場／シューボックス型コンサートホール
楽屋	16室(小7室、中5室、大4室)、衣裳室1室、メイク室1室
関係設備	ホワイエ、ビュッフェ(申請があれば利用可能)、調光室、音響室など

1.8.2 中ホール



(設備概要)

客席	804 席 (車椅子 4 席含む)
舞台形式	プロセニウム型劇場
楽屋	9 室(小 3 室、中 5 室、大 1 室)
関係設備	ホワイエ、ビュッフェ(申請があれば利用可能)、調光室、音響室など

1.8.3 小ホール



(設備概要)

客席	323 席 (車椅子 4 席含む)
舞台形式	コンサートホール
楽屋	3 室(小 2 室、大 1 室)
関係設備	ホワイエ、調光室、音響室など

1.9 設備維持費用

建設当時、平年ベースで、人件費を含めた施設の維持管理費に約 10 億円、公演などの事業に約 10 億円、計 20 億円の経費を見込んでいる。

現在では、経費等の抑制により、指定管理料を約 9 億 5 千万円までに削減している。

1.10 今後の大規模修繕

平成 26 年度にびわ湖ホールの維持保全状況調査を行い、建設後 20 周年を目途に実施が必要とされる大規模修繕の取りまとめが行われている。大規模修繕には長期にわたっての休館が必要とされるものもあり、例えば客席天井耐震化のうち、大ホール客席の改修には 14 か月程度の改修工事期間が想定されるとしている。

1.11 公演数および来館者数

びわ湖ホールによると、平成23年以降の公演数および来館者数は以下のとおり。

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	公演数	来館者数	公演数	来館者数	公演数	来館者数	公演数	来館者数
1. 自主事業	174	73,701	205	79,330	243	93,253	225	90,900
自主公演	58	40,981	54	39,227	65	43,811	64	42,841
オペラ・ミュージカル	9	10,147	10	9,211	9	9,058	8	7,705
オーケストラ	8	10,814	10	14,925	10	14,353	9	13,630
バレエ・ダンス	2	2,907	4	2,758	6	2,243	4	3,617
演劇・古典芸能等	11	5,158	6	3,165	7	3,684	7	4,242
室内楽・声楽等	28	11,955	24	9,168	33	14,473	36	13,647
普及事業	111	28,310	134	30,623	166	41,046	151	39,988
共催	5	4,410	17	9,480	12	8,396	10	8,071
2. 貸館事業	254	171,025	268	186,222	238	182,743	228	171,387
舞台芸術	199	137,958	226	166,299	213	164,365	189	149,881
大会等	55	33,067	42	19,923	25	18,378	39	21,506
小計(1+2)	428	244,726	473	265,552	481	275,996	453	262,287
3. 視察、見学等		464		210		267		231
4. 技術研修								302
5. 出演者、スタッフ等		37,100		41,250		41,130		39,680
総計	428	282,290	473	307,012	481	317,393	453	302,500

1.12 声楽アンサンブル



声楽アンサンブルは、全国から厳しいオーディションを経て選ばれた若手声楽家により構成される日本初の公共ホール専属声楽家集団であり、若手音楽家育成も兼ねた集団である。びわ湖ホール独自の創造活動の核としてびわ湖ホール開館の年の1998年3月に設立して以後、びわ湖ホール自主公演への出演を主な活動とし、オペラ公演や定期公演を行うほか、依頼を受けて全国各地でも多数の公演を行っている。

また滋賀県内の学校を対象とした公演を行うなど、音楽の普及活動にも積極的に取り組んでいる。2013年度第26回大津市文化賞受賞。

雇用形態	(公財) びわ湖ホール 非常勤嘱託員
雇用期間	1年。但し、毎年行われる内部オーディションに合格すれば、最長5年まで更新は可能。

応募資格	音楽大学卒業以上または同等の能力を有する者で、かつ、外部オーディション翌年の4月1日時点で、満30歳以下の者。
勤務日数および報酬	年間192日程度（月平均16日） 月額平均 約195,200円（基本給 日額12,200円）
職務内容	<p>1 自主事業公演への出演</p> <p>①びわ湖ホール プロデュースオペラ</p> <p>②沼尻竜典オペラセレクション</p> <p>③びわ湖ホール オペラへの招待</p> <p>④びわ湖ホール声楽アンサンブル定期公演</p> <p>⑤びわ湖ホール声楽アンサンブルによるオペラ公演</p> <p>⑥音楽会へ出かけよう（ホールの子事業）</p> <p>⑦学校巡回公演</p> <p>⑧ふれあい音楽教室</p> <p>⑨ロビーコンサート</p> <p>⑩その他</p> <p>2 外部依頼公演への出演</p> <p>3 その他財団業務に関し、財団事務局長から指示された事項</p>

2 文化産業交流会館



2.1 概要

設置目的	県の文化の向上と産業の振興を図ること		
設置管理条例	滋賀県立文化産業交流会館の設置及び管理に関する条例 (昭和 63 年滋賀県条例第 26 号)		
所管課	総合政策部 文化振興課		
管理方法	指定管理者制度 指定管理者：公益財団法人 滋賀県文化振興事業団		
所在地	米原市下多良 2 丁目 137		
敷地面積	11,409.78 m ²	延床面積	10,533.33 m ²
使用開始日	昭和 63 年 4 月 22 日	当初建設費	3,375 百万円
建物の構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造 地上 5 階		
施設概要	イベントホール、小劇場、練習室、会議室、文化教室、ビジネスオフィス、事務室、駐車場ほか		
運営人員	22 人 館長、副館長、舞台芸術アドバイザー、制作統括、舞台統括、総務担当 (4 名)、事業担当 (3 名)、広報担当 (2 名)、舞台担当 (2 名) 滋賀文化元気室：室長、室長補佐、職員 (3 名)		
施設ホームページ	http://www.shiga-bunshin.or.jp/bunsan/		

2.2 設立経緯

従来から県内施設が県東北部地域に少なく比較的南部地域に偏りがちであったことから、県政における南北間格差是正を軸にした東北部定住圏構想の実現に結びつける施設建設を検討する「米原駅西口公共施設整備構想検討委員会」が設置され、同委員会から提出された調査報告書をもとに、本県の文化の向上と産業の振興のための圏域拠点施設として、県東北部地域の活性化を図ることを目的に文化産業交流会館の建設が固まった。

2.3 沿革

昭和 61 年 5 月 建設工事着工

昭和 62 年 12 月 名称を「滋賀県立文化産業交流会館」に決定

昭和 63 年 1 月 竣工

昭和 63 年 4 月 滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例（滋賀県条例第 26 号）施行

滋賀県立文化産業交流会館管理規則(滋賀県規則第 36 号)施行

財団法人滋賀県文化体育振興事業団が会館運営を受託

開館記念式典挙行

平成 4 年 4 月 財団法人滋賀県文化振興事業団と財団法人滋賀県スポーツ振興事業団に組織改編

財団法人滋賀県文化振興事業団が管理運営を受託

平成 14 年 6 月 SOHO ビジネスオフィス開所

平成 18 年 4 月 指定管理者として、しが県民芸術創造館と滋賀県立文化産業交流会館を一括で財団法人滋賀県文化振興事業団が管理運営（1 期目）

平成 23 年 4 月 指定管理者として、しが県民芸術創造館と滋賀県立文化産業交流会館を一括で財団法人滋賀県文化振興事業団が管理運営（2 期目）

平成 24 年 4 月 公益財団法人滋賀県文化振興事業団に移行

平成 26 年 4 月 指定管理者として、しが県民芸術創造館と滋賀県立文化産業交流会館を一括で公益財団法人滋賀県文化振興事業団が管理運営（3 期目）

平成 27 年 12 月 びわ湖ホールと滋賀県立文化産業交流会館の管理運営を一括して
公益財団法人びわ湖ホールと公益財団法人滋賀県文化振興事業団
が指定管理者として選定（4 期目）

2.4 主な設備内容

2.4.1 イベントホール



イベントホールは、滋賀県内で最大級の収容人数を誇り、コンサートホールとしての利用の他、可動式の座席を撤去すれば、展示ホールとしても利用可能となるなど、幅広い活用が可能である。

○最大席数 1,962 席

○アリーナ 1400m²

2.4.2 小劇場



コンサートや講演会などにも利用可能な多目的ホールである。

○客席数 203 席

2.5 組織体制

【文化産業交流会館 22人】



※滋賀県文化・元気室は、平成26年12月までしが県民芸術創造館に設置、平成27年1月からは事務局本部に設置。

2.6 入館者数および利用料金の推移

(単位：円、人)

	入館者数	施設利用 料金収入
平成23年度	259,529	25,102,495
平成24年度	256,972	27,960,767
平成25年度	263,974	31,578,167
平成26年度	247,494	31,595,343

3 県立図書館



3.1 概要

設置目的	県の文化の向上と産業の振興を図ること		
設置管理条例	滋賀県立図書館の設置および管理に関する条例 昭和 39 年 3 月 31 日滋賀県条例第 52 号 改正 昭和 40 年 10 月 1 日条例第 26 号 昭和 50 年 3 月 22 日条例第 22 号 昭和 55 年 3 月 28 日条例第 13 号 平成 26 年 3 月 31 日条例第 53 号		
所管課	教育委員会事務局 生涯学習課		
管理方法	県直営方式		
所在地	大津市瀬田南大萱町 1740 番地 1		
使用開始日	昭和 55 年 7 月 10 日	延床面積	12,812 m ²
当初建設費	本館 1,320 百万円、地下倉庫 1,733 百万円		
建物の構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上 3 階地下 4 階建		
施設概要	<p>(本館)</p> <p>書庫、ロビー、書庫、貴重書庫、児童室、新聞・雑誌コーナー、一般資料室、参考資料室、食堂</p> <p>(地下倉庫)</p> <p>会議室、書庫</p>		

運営人員	29名（うち、司書 25名）
施設ホームページ	http://www.shiga-pref-library.jp/

以下、滋賀県提供資料の「2015年 滋賀県の図書館の概要」および県立図書館提供の「平成27年度滋賀県立図書館事業概要」、または県立図書館ホームページを参考にしている。

3.2 沿革

- 昭和18年 6月20日 開館（大津市神出筒井）
- 昭和22年 大津公民館に移転開館（大津市橋本町）
- 昭和29年 滋賀会館に移転開館（大津市東浦一番町）
- 昭和55年 現在地に移転（大津市瀬田南大萱町）7月10日開館
- 昭和56年 県教育委員会、市町村立図書館への建設費・図書費補助開始
- 昭和58年 湖南省図書館と姉妹協定・資料交換事業開始
- 昭和60年 コンピュータ稼働(県立レベル全国初) 市立図書館の設置率が100%に
- 昭和63年 第一次図書整備5か年計画
- 平成元年 児童図書全件購入開始 地下書庫建設工事着手
- 平成3年 地下書庫竣工
県内市町村立図書館の人口あたり貸出冊数が全国2位に
- 平成4年 資料保存センター業務開始
- 平成5年 第二次図書整備5ヶ年計画
- 平成7年 利用者用検索端末設置 市町村立図書館設置率50%に
- 平成10年 1階ロビーに貸出カウンター設置・ロッカー増設
- 平成11年 祝日開館実施 第85回全国図書館大会開催
- 平成13年 インターネットによる書誌情報提供サービス開始
- 平成14年 利用者用インターネット端末設置
県内市町村立図書館の人口あたり貸出冊数が全国1位に
- 平成18年 インターネットによる予約サービス開始
県内図書館横断検索サービス開始

デジタルアーカイブ「近江デジタル歴史街道」事業開始

平成 19 年 中国湖南省図書館職員交流研修受入

平成 20 年 火曜日閉館実施 「土曜サロン」を開始

ラオス国立大学図書館長（ラオス図書館協会副会長）研修受入

平成 22 年 市町村立図書館設置率 100%に

「住民生活に光をそそぐ交付金」により地域課題対応重点資料整備等を実施

平成 23 年 県内全公立図書館の横断検索が可能に

障害者サービスの拡大（デージー貸出開始）

平成 24 年 「夏の節電クールアクション 2012」の一環として夏休み全日開館を実施

平成 26 年 図書館協議会を設置

平成 27 年 学校図書館活用支援事業を実施

3.3 主な設備内容

3.3.1 本館

(1) 一階ホール

① 児童室



児童室では、絵本や知識の本、読み物など児童書約 4 万冊を排架し、外国語の絵本や読み物もある。

また、本館書庫の 1 階が児童書の書庫になっており、約 10 万冊が収容可能である。

② 新聞・雑誌コーナー



雑誌は最新号、新聞は当月分のものが排架されている。

③ 貸出カウンター



2階で選んだ図書および雑誌の貸出手続をここで行う。

(2) 2階

① 一般資料室



あらゆる分野の一般書・入門書から専門書まで、約15万冊が並んでいる。

② 参考資料室



参考資料室には、参考図書（調べ物のための資料）や洋書・滋賀県に関する資料・水に関する資料などが約6万冊排架されているほか、全国の電話帳もある。

また、本館書庫の2階・3階には、雑誌・新聞のバックナンバーや滋賀県関係の資料が収容されている。

③ 雑誌コーナー



各分野の専門雑誌など約700誌が分野別に並んでいる。

3.3.2 地下書庫



地下 2 階から地下 4 階まで、約 100 万冊が収容可能。ここの資料は一般資料室カウンターで利用者の請求があれば、職員が探して貸出もしくは閲覧の対応を取る。

3.4 図書資料の収集・整備の考え方

県民の資料情報センターとしての役割を果たし、図書館の基本機能である資料提供のため、図書資料の収集と整備を行っている。

- | | |
|-------|---|
| ①新刊図書 | 基本書から専門書まで幅広く収集 |
| ②児童図書 | 児童書新刊の全点を収集 |
| ③滋賀資料 | 滋賀県に関する資料ならびに県内の行政資料を網羅的に収集 |
| ④水資料 | 琵琶湖に関する資料を中心に、陸水や水環境の保全等、水に関する資料を網羅的に収集 |
| ⑤外国図書 | 参考図書、評価の一定している叢書類等、基本的な資料を収集 |

3.5 県内市町立図書館等への支援

県内市町立図書館等への支援は、以下のとおり。

- | |
|---|
| ○図書館への貸出（協力貸出）
インターネット・FAX・電話・協力車巡回で受け付けたリクエストに応え、貸出を行っている。なお、平成 26 年度協力貸出冊数は 36,147 冊である。 |
| ○図書館への巡回（協力車の配送）
毎週 1 回公用車で各図書館を巡回（7～9 月を除く）。資料は 3 コースに分けて拠点館を毎週 1 回配送。 |
| ○市町立図書館運営への支援 |

市町立図書館振興施策は教育委員会が所管、県立図書館は図書館運営に対して専門的立場から助言を行う。

○図書館員専門講座の開講（平成 26 年度）

前期講座 3 日間（5 月）、館長研修 1 日（7 月）、後期講座 2 日間

3.6 資料保存センター機能

市町立図書館等の除籍資料のうち、県立図書館未所蔵で保存の必要のあるものを受入、再整理、保存する。なお、平成 26 年度受入冊数は 502 冊である。

3.7 県外図書館等との協力

国立国会図書館総合目録ネットワーク（ゆにかねっと）に参加し、所蔵データを提供するほか、国立国会図書館レファレンス協同データベースにデータを提供している。

○平成 26 年度データ提供件数 121 件

○平成 26 年度の県外図書館等への協力貸出冊数 1,452 冊

3.8 図書館コンピュータシステムの状況

昭和 60 年 4 月から図書館コンピュータシステムの運用開始している。当時としては県立図書館として全国初の取組であった。現在、平成 23 年 1 月から第 6 期システム稼働しており、平成 28 年 1 月から第 7 期新システムが稼働予定である。

3.9 主要統計等

滋賀県提供資料の「2015 年 滋賀県の図書館の概要」および「平成 27 年度滋賀県立図書館事業概要」などによると、主要統計等は以下のとおり。

3.9.1 概要

蔵書数	1,370,936 冊（平成 27 年 3 月 31 日現在）
受入雑誌数	2,968 種（平成 26 年度） うち外国雑誌 100 種
図書受入冊数	20,591 冊（平成 26 年度）

貸出冊数	817,833 冊（平成 26 年度） 一日平均 3,271 冊
協力貸出	36,147 冊（平成 26 年度）
資料費	55,489 千円（平成 26 年度）

3.9.2 利用状況

(1)年度別貸出冊数

年 度	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)
一 般 書	709,833	728,500	736,014	706,654	685,550	650,154	624,715	596,249	549,930	516,715
児 童 書	269,403	284,026	299,368	300,889	306,114	320,412	324,022	327,201	315,948	301,118
計	979,236	1,012,526	1,035,382	1,007,543	991,664	970,566	948,737	923,450	865,878	817,833
1 日 平 均	3,424	3,504	3,570	4,030	4,031	3,882	3,780	3,525	3,464	3,271
対 前 年 度	1.00	1.03	1.02	0.97	0.98	0.98	0.98	0.97	0.94	0.94

(2)年度別協力貸出冊数

年 度	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)
県内図書館	48,183	47,738	52,093	50,941	46,309	42,771	41,463	38,192	35,198	34,695
館 数	42	47	47	48	48	48	48	48	48	48
1 館 平 均	1,147	1,016	1,108	1,061	965	891	864	796	733	723
県外図書館	1,452	1,443	1,413	1,316	1,604	1,602	1,745	1,634	1,583	1,452

(3)貸出利用者統計

平成 26 年 4 月～平成 27 年 7 月までの実利用者は、以下のとおり。

市町名	実利用者数(人)	割合
大津市	22,412	74.0%
彦根市	202	0.7%
長浜市	72	0.2%
近江八幡市	302	1.0%
草津市	3,707	12.2%
守山市	764	2.5%
栗東市	771	2.5%
甲賀市	526	1.7%
野洲市	346	1.1%
湖南市	379	1.3%
高島市	80	0.3%
東近江市	236	0.8%
米原市	39	0.1%
日野町	48	0.2%
竜王町	48	0.2%
愛荘町	21	0.1%
豊郷町	12	0.0%
甲良町	10	0.0%
多賀町	6	0.0%
滋賀県外	308	1.0%
合計	30,289	100.0%

3.9.3 図書資料数

年 度	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)
一般図書	837,704	871,032	903,107	921,510	943,186	964,238	981,242	1,000,002	1,013,926	1,028,143
児童書	186,186	194,506	201,693	206,554	213,554	216,983	219,811	223,274	226,351	76,022
滋賀資料	61,375	63,059	65,272	66,641	68,162	69,599	70,968	72,371	74,112	230,012
外国図書	12,507	12,726	12,867	12,910	12,943	12,942	12,954	12,974	13,064	13,100
館外用図書	22,707	23,044	23,251	23,251	23,314	23,434	23,458	23,519	23,632	23,659
計	1,120,479	1,164,367	1,206,190	1,230,866	1,261,159	1,287,196	1,308,433	1,332,140	1,351,085	1,370,936

3.10 県内の市町立図書館の状況

3.10.1 図書館設置状況

平成 27 年 4 月 1 日現在、19 市町すべてに設置されて、図書館数 48 となっている。
 なお、他に財団立として公益財団法人江北図書館がある。

市立図書館	13 市中 13 市 (41 館)	設置率	100%
町立図書館	6 町中 6 町 (7 館)	設置率	100%

3.10.2 市町立図書館総貸出冊数

平成 26 年度 10,942,999 冊 (県民 1 人あたり 7.70 冊)

3.10.3 活動状況 (『日本の図書館 2014』より)

項目	全国順位	参考
県民一人当たり貸出冊数	全国 2 位 (平成 25 年度)	1 位 東京 8.49 冊 2 位 滋賀 8.01 冊 3 位 愛知 6.14 冊 (全国平均 5.26 冊)
(参考) 県立図書館を含めた県民一人当たり貸出冊数	全国 1 位 (平成 25 年度)	1 位 滋賀 8.63 冊 2 位 東京 8.49 冊 3 位 岡山 6.32 冊 (全国平均 5.42 冊)

②職員の司書有資格者率 ※県立図書館含む	全国 1 位 (平成 25 年度)	1 位 滋賀 81.5% 2 位 大阪 76.2% (全国平均 52.0%)
③市町村図書館設置率	全国 1 位 (平成 25 年度)	1 位 滋賀 100% (他に富山、石川、福井が 100%) (全国平均 75.3%)
④県民一人当たり蔵書冊数 ※県立図書館含む	全国 2 位 (平成 25 年度)	1 位 福井 6.73 冊 2 位 滋賀 6.68 冊 (全国平均 3.29 冊)
⑤県民一人当たり受入冊数 ※県立図書館含む	全国 5 位 (平成 25 年度)	1 位 大分 0.26 冊 5 位 滋賀 0.21 冊 (全国平均 0.13 冊)

4 県立体育館



4.1 概要

施設名	滋賀県立体育館
所在地	大津市におの浜
設置根拠	滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と文化、体育・スポーツの普及振興を図る。
開館（設置）	本館：昭和45年10月 別館：昭和54年6月
建物構造	本館：鉄筋コンクリート造3階建 別館：鉄筋コンクリート造2階建
面積	敷地面積 13,087.18 m ² 建物延床面積 本館：7,985.28 m ² 別館：2,047.77 m ²
利用できる期間・時間	午前8時30分から午後9時30分まで 休館日 ①毎週月曜日（祝日の場合はその翌日以降の平日） ②12月29日から翌年1月3日
主な施設・規模	[本館] アリーナ：1,890 m ² （バレーボール3面分）、ステージ 290 m ² 観客席（1,921席）、会議室 [別館] アリーナ：858 m ² （バレーボール2面分）、会議室、 1階駐車場（57台）
利用者数	平成24年度 107,905人 平成23年度 100,141人 平成22年度 121,198人

管理運営主体 (平成26年度以降)	指定管理者 滋賀県体育協会グループ (公益財団法人滋賀県体育協会・NTTファシリティーズ) (指定管理期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日)
主な利用イベント	・vリーグ 来場者数：3,000人 主催者：県バレーボール協会 ・bjリーグ 来場者数：2,000人 主催者：レイクスターズ
メディアへの露出 情報発信等	○自主事業チラシ配布先・配布枚数 市内幼稚園・小学校20件、同公民館20件 計3,600枚配布 ○機関誌発行 年間1回発行 ○インターネット閲覧件数(年間) 25,219件
施設ホームページ	http://www.bsn.or.jp/gym/

ネーミングライツ料 (希望額)	年額 330万円(消費税および地方消費税を含む) ※契約期間が年度途中からになる場合、初年度のネーミングライツ料は、月割りにより按分計算します。
契約期間	ネーミングライツパートナーとの協議により決定する日から 平成31年3月31日まで

(総工費)

本館：5億7千万円

別館：1億6千万円

4.2 沿革

- 昭和36年12月 国体誘致施策の中で滋賀県立体育館建設に係る調査検討着手
- 昭和44年9月 県立体育館建設着工工事
- 昭和45年10月 県立体育館竣工
- 昭和54年6月 県立体育館 別館竣工
- 平成元年12月 県立体育館 別館床面整備工事
- 平成5年7月 前庭および内装改修工事
- 平成6年10月 県立体育館 別館屋根改修工事
- 平成8年2月 福祉環境整備工事(エレベータ、車いす用観覧席、受付カウンター)
- 平成9年12月 電気設備改修工事(高圧ケーブル、高圧・低圧CT、コンデンサ他)
- 平成11年8月 県立体育館本館耐震工事

4.3 利用人数および利用料金

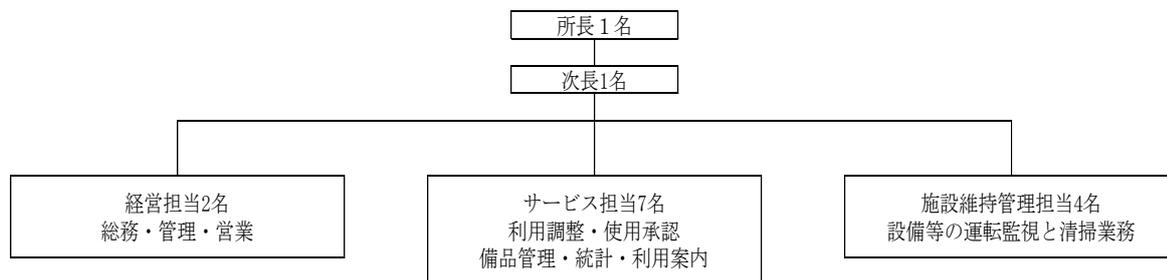
県によると、利用人数および利用料金の推移は以下のとおり。

			平成25年度			平成26年度			
			件数	人数	金額	件数	人数	金額	
競技場	貸切使用	大	幼・小・中・高	260	36,479	3,397,567	249	30,652	3,701,400
		競	アマチュアスポーツ	261	23,018	5,836,470	206	23,883	5,852,700
		技	その他催物	21	17,050	5,954,994	11	12,370	3,752,800
		場	計	542	76,547	15,189,031	466	66,905	13,306,900
	個人使用	小	幼・小・中・高	304	13,491	1,793,623	279	12,335	1,782,710
		競	アマチュアスポーツ	319	8,568	2,949,385	336	8,556	3,407,400
		技	その他催物	5	24	488,062	1	50	36,900
		場	計	628	22,083	5,231,070	616	20,941	5,227,010
会議室			-	323	114,590	-	363	133,820	
合計			1,615	105,701	22,327,700	1,517	94,614	20,482,030	

4.4 運営体制（武道館と共通。平成 27 年 7 月 21 日現在。）

県立体育館によると、下記の体制で隣接する県立武道館と一体運営している。

【図表 4.4】



5 県立武道館



5.1 概要

施設名	滋賀県立武道館
所在地	大津市におの浜
設置根拠	滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図る。
開館（設置）	平成5年7月
建物構造	鉄筋コンクリート造5階建
面積	敷地面積 6,501.36 m ² 延床面積 13,272.20 m ²
利用できる期間・時間	午前8時30分から午後9時30分まで（駐車場（24時間利用可）を除く） 休館日 ①毎週月曜日（祝日の場合はその翌日以降の平日） ②12月29日から翌年1月3日
主な施設・規模	相撲場（1面）272.08 m ² 弓道場（近的）131.33 m ² 弓道場（遠的）56.86 m ² 柔道場（3面）973.17 m ² 剣道場（4面）1,029.5 m ² 会議室、屋外駐車場（110台）
利用者数	平成24年度 92,504人 平成23年度 96,862人 平成22年度 95,487人
管理運営主体（平成26年度以降）	指定管理者 滋賀県体育協会グループ （公益財団法人滋賀県体育協会・NTTファシリティーズ） （指定管理期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日）
主な利用イベント	・県かるた大会（年2回） 来場者数：100人 主催者：県かるた協会 ・県書き初め大会 来場者数：300人 主催者：県書道協会

メディアへの露出 情報発信等	○自主事業チラシ配布先・配布枚数 市内小学校7件 2,300枚配布 ○機関誌発行 年間1回発行 ○インターネット閲覧件数(年間) 8,827件
施設ホームページ	http://www.bsn.or.jp/budo/

ネーミングライツ料 (希望額)	年額 220万円(消費税および地方消費税を含む) ※契約期間が年度途中からになる場合、初年度のネーミングライツ料は、月割りにより按分計算します。
契約期間	ネーミングライツパートナーとの協議により決定する日から 平成31年3月31日まで

総工費：49億5千万円

5.2 沿革

- 昭和61年11月 県立武道館建設に係る調査検討着手
- 平成元年3月 県立武道館基本構想完成
- 平成2年4月 県立武道館用地取得完了
- 平成3年7月 県立武道館建設工事着工
- 平成5年3月 県立武道館竣工
- 平成5年4月 県立武道館開館準備
- 平成5年7月 県立武道館竣工式

5.3 利用人数および利用料金

県によると、利用人数および利用料金の推移は以下のとおり。

			平成25年度			平成26年度			
			件数	人数	金額	件数	人数	金額	
競技場	貸切使用	剣道場	幼・小・中・高	185	7,350	1,340,480	222	8,712	1,672,200
			アマチュアスポーツ	193	9,119	2,729,727	199	6,602	3,145,500
			その他催物	6	395	761,296	1	250	147,400
			計	384	16,864	4,831,503	422	15,564	4,965,100
		柔道場	幼・小・中・高	416	22,467	2,927,611	351	20,020	2,669,000
			アマチュアスポーツ	111	5,280	939,455	180	6,845	1,577,300
			その他催物	5	145	675,412	0	0	0
			計	532	27,892	4,542,478	531	26,865	4,246,300
		(近的)弓道場	幼・小・中・高	94	2,915	319,143	111	3,013	361,500
			アマチュアスポーツ	204	2,840	1,194,981	232	3,250	1,451,000
			その他催物	5	95	223,162	0	0	0
			計	303	5,850	1,737,286	343	6,263	1,812,500
	(遠的)弓道場	幼・小・中・高	88	2,464	273,700	100	2,946	254,800	
		アマチュアスポーツ	153	1,546	730,260	149	1,842	900,500	
		その他催物	5	95	244,987	0	0	0	
		計	246	4,105	1,248,947	249	4,788	1,155,300	
	相撲場	幼・小・中・高	26	734	86,790	37	943	106,800	
		アマチュアスポーツ	3	135	22,150	6	155	63,500	
その他催物		5	95	244,987	0	0	0		
計		34	964	353,927	43	1,098	170,300		
個人使用			-	626	293,200	1,588	811	409,970	
会議室			833	11,696	2,236,529	940	14,832	2,677,800	
駐車場			22,751	22,540	16,300,290	20,241	19,866	14,677,840	
合計			25,083	90,537	31,544,160	24,357	90,087	30,115,110	

5.4 運営体制

県立体育館と一体運営している。【図表 4.4】を参照願いたい。

6 スポーツ会館



6.1 概要

施設名	滋賀県立スポーツ会館	
所在地	大津市御陵町4-1	
設置根拠	滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例	
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図る。	
開館（設置）	昭和59年5月	
建物構造	鉄筋コンクリート構造	
面積	延床面積 3,061.02㎡	
利用できる期間・時間	○開館時間 午前9時から午後9時まで（測定室は午後5時まで） ○休館日 ①毎週月曜日（祝日の場合はその翌日以降の平日） ②12月29日から翌年1月3日	
主な施設・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・アリーナ ・専門体力測定室A ・専門体力測定室B・体成分分析測定室 ・スポーツビジョン測定室 ・トレーニング室 ・宿泊室 	
利用者数	平成26年度	44,986人
	平成25年度	47,300人
	平成24年度	50,919人

管理運営主体	現在の指定管理者 公益財団法人 滋賀県体育協会 日本管財株式会社グループ (指定管理期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日)
主な利用イベント	ジュニアスポーツ教室、トレーニング初心者講習会など
メディアへの露出 情報発信等	○自主事業 チラシ配布枚数 6,000枚 ○インターネット閲覧件数(年間) 21,000件 ○テレビ出演件数(年間) 2件 (琵琶湖放送)
施設ホームページ	http://www.bsn.or.jp/spokan/

ネーミングライツ料 (希望額)	年額 150万円(消費税および地方消費税を含む)
契約期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

総工費：6億2千万円

6.2 沿革

- 昭和56年10月 滋賀県スポーツ振興審議会でスポーツ会館の必要性を提起
- 昭和57年4月 スポーツ会館基本設計着手
- 昭和58年6月 滋賀県立皇子山トレーニングセンター解体工事着手
- 昭和58年7月 滋賀県立皇子山トレーニングセンター解体工事完了
- 昭和58年7月 スポーツ会館着工
- 昭和59年5月 スポーツ会館竣工
- 昭和59年5月 滋賀県から滋賀県教育委員会に引継
- 昭和59年7月 スポーツ会館落成式挙行
- 昭和59年7月 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例制定
滋賀県立スポーツ会館管理規則制定
- 昭和59年8月 スポーツ会館を開館

6.3 利用人数および利用料金

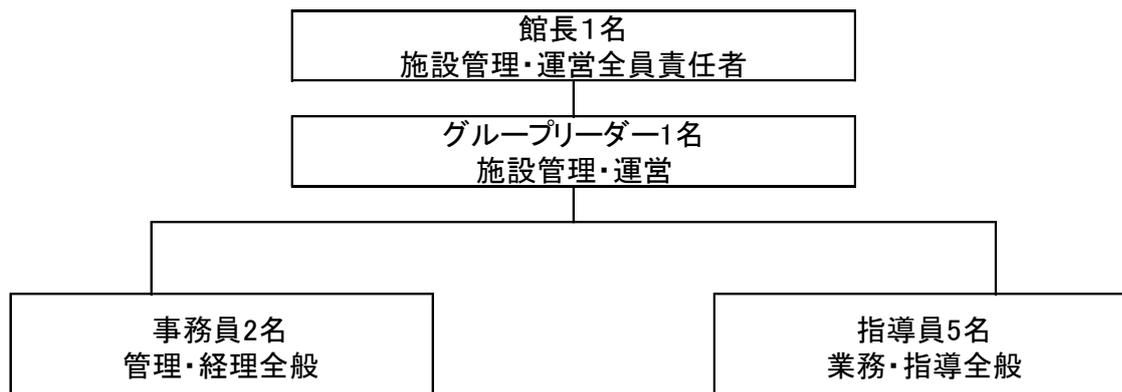
平成26年度の事業報告書によると以下のとおり。

	平成25年度			平成26年度		
	件数	利用者数	利用金額	件数	利用者数	利用金額
体力測定室A	31	549	201,665	30	499	182,480
体力測定室B	128	944	696,285	94	667	468,515
トレーニング室	6,644	33,048	12,898,985	6,549	35,460	13,476,210
アリーナ	1,296	23,880	3,863,231	1,005	20,355	3,469,526
会議室	812	13,305	1,855,865	766	14,848	1,913,650
宿泊室	82	1,978	3,549,730	106	2,068	3,906,755
付帯設備使用料	835	-	91,740	742	-	75,420
合計	9,828	73,704	23,157,501	9,292	73,897	23,492,556

6.4 運営体制

県によると、以下のとおり。

平成27年4月30日現在



7 栗東体育館



7.1 概要

施設名	滋賀県立栗東体育館
所在地	栗東市上鉤514
設置根拠	滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図る。
開館（設置）	平成6年10月
建物構造	鉄筋コンクリート構造
面積	延床面積 3,201.18㎡
利用できる期間・時間	○開館時間 午前8時30分から午後9時30分まで ※学休期の月曜日 午前8時30分から午後5時00分まで ○休館日 ①毎週月曜日（祝日の場合はその翌日以降の平日） ②12月29日から翌年1月3日
主な施設・規模	・アリーナ 面積：40.6m×40.6m(1,648.4㎡)、天井高：8m ・トレーニング室 面積：90㎡
利用者数	平成26年度 48,646人 平成25年度 47,846人 平成24年度 50,791人
管理運営主体	現在の指定管理者 公益財団法人 滋賀県体育協会 (指定管理期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日)
主な利用イベント	春季・夏季・秋季県中体連総体、春季・秋季県高体連総体、国体県予選、県民スポーツの祭典、県ジュニア選手権など

メディアへの露出 情報発信等	○自主事業 チラシ配布枚数 60,000枚(20,000枚×3期) ○新聞掲載 年間約10件 ○インターネット閲覧件数(年間) 12,627件
施設ホームページ	http://www.bsn.or.jp/r-gym

ネーミングライツ料 (希望額)	年額 150万円(消費税および地方消費税を含む)
契約期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

総工費：14億1千万円

7.2 沿革

- 平成5年10月 栗東体育館建設工事着工
- 平成6年10月 栗東体育館建設工事竣工
- 平成6年11月 栗東体育館竣工式典
- 平成6年11月 栗東体育館施設利用開始
- 平成11年10月 栗東体育館福祉環境整備工事着手
- 平成12年2月 栗東体育館福祉環境整備工事完了

7.3 利用人数および利用料金

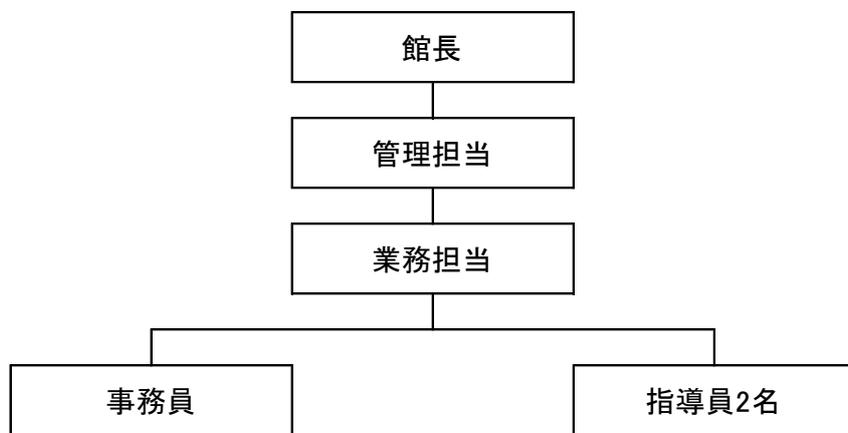
県によると、以下のとおり。

(単位：件数、人数、円)

種別	平成25年度			平成26年度			
	件数	利用者数	利用金額	件数	利用者数	利用金額	
アリーナ 使用	貸切使用	17	1,359	335,730	18	2,051	360,400
	体操練習スペース	907	29,140	5,085,400	870	28,226	5,520,050
	バドミントンスペース	93	586	54,750	52	438	35,640
	個人使用	-	8,254	6,112,745	-	8,895	6,021,300
	小計	1,017	39,339	11,588,625	940	39,610	11,937,390
会議室	410	7,985	1,363,945	362	8,202	1,223,295	
トレーニング室	-	522	149,315	-	834	204,940	
付帯設備	652	-	831,410	546	-	770,570	
合計	2,079	47,846	13,933,295	1,848	48,646	14,136,195	

7.4 運営体制

平成27年4月1日現在



8 琵琶湖漕艇場



8.1 概要

施設名	滋賀県立琵琶湖漕艇場
所在地	大津市玉野浦6-1
設置根拠	滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図る。
開館（設置）	昭和46年4月（昭和52年増築）
建物構造	鉄筋コンクリート構造
面積	敷地面積 1,803 m ²
利用できる期間・時間	○開場時間 宿泊室を除き、午前8時30分から午後5時まで （会議室については、午前8時30分から午後9時まで使用することができる。） ○休場日 ①毎週月曜日（祝日の場合はその翌日以降の平日。 ※3月から10月については月曜日も開場している。 ②12月29日から翌年1月3日
主な施設・規模	・日本ボート協会B級公認コース常設 1,000m×6レーン ・カヌー競技使用時 1,000m×9レーン ・湖面占用許可区域 1,370m×190m
利用者数	平成26年度 35,100人 平成25年度 30,322人 平成24年度 34,787人

管理運営主体	現在の指定管理者 公益財団法人 滋賀県体育協会 瀬田町漁業協同組合コンソーシアム (指定管理期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日)
主な利用イベント	・朝日レガッタ 来場者数：約1,500人 主催者：関西ボート連盟
メディアへの露出 情報発信等	○自主事業 チラシ配布枚数 2,500枚 ○インターネット閲覧件数(年間) 10,500件 ○新聞記事記載件数(年間) 約10件
施設ホームページ	http://www.bsn.or.jp/boat/

ネーミングライツ料 (希望額)	年額 40万円(消費税および地方消費税を含む)
契約期間	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

総工費：6千万円

8.2 沿革

- 昭和46年4月 滋賀県立琵琶湖漕艇場管理棟、審判棟竣工
- 昭和47年3月 滋賀県立琵琶湖漕艇場艇庫および栈橋竣工
- 昭和47年4月 艇進水式
- 昭和53年4月 宿泊棟竣工
- 昭和53年4月 ランドマーク設置(500m・ゴール)
- 昭和54年8月 全国高等学校総合体育大会ボート競技会場
- 昭和56年9月 第36回国民体育大会夏季大会ボート競技会場
- 昭和62年6月 ランドマークおよびアンカーブロック設置工事竣工
- 昭和63年6月 オール収納庫増設工事および艇庫前栈橋拡張工事竣工
- 昭和63年8月 全国高等学校総合体育大会ボート競技会場(兵庫大会)
- 平成18年8月 第53回全国高等学校総合体育大会ボート競技会場
- 平成21年8月 第57回全国高等学校総合体育大会ボート競技会場
- 平成25年3月 管理棟・宿泊棟耐震改修工事
- 平成27年9月 第70回国民体育大会ボート競技会場(和歌山大会)

8.3 利用人数および利用料金

種別	平成25年度			平成26年度			
	件数	利用者数	利用金額	件数	利用者数	利用金額	
会議室	255	4,180	389,235	327	5,380	537,775	
艇庫	4,385	-	973,850	5,903	-	1,147,285	
艇	4,032	21,426	3,724,720	4,970	24,202	4,660,658	
設備用具 使用料	スタート台	18	-	61,740	12	-	44,400
	審判塔	82	-	149,000	84	-	161,000
	オール・パドル	1,982	-	671,660	2,715	-	1,023,775
	小計	2,082	-	882,400	2,811	-	1,229,175
付帯 設備 使用料	放送設備	81	-	140,130	88	-	152,240
	有線電話設備	62	-	88,040	72	-	102,240
	水路用具	40	-	204,860	50	-	262,960
	ハンドマイク	369	-	147,600	442	-	176,800
	トランシーバー	188	-	152,280	248	-	200,880
	移動式乗艇台	302	-	184,220	385	-	234,850
	自炊料	-	2,552	178,640	-	2,479	173,530
	エルゴメーター	622	853	155,500	834	1,456	208,500
	電源1000W	462	-	23,100	585	-	29,250
小計	2,126	3,405	1,274,370	2,704	3,935	1,541,250	
宿泊料	宿泊	-	1,271	1,595,925	-	1,528	2,298,975
	昼間利用	-	40	11,200	-	55	16,500
	小計	-	1,311	1,607,125	-	1,583	2,315,475
合計	12,880	30,322	8,851,700	16,715	35,100	11,431,618	

8.4 運営体制

平成27年4月1日現在



9 柳が崎ヨットハーバー



9.1 概要

施設名	滋賀県立柳が崎ヨットハーバー
所在地	大津市柳が崎 1-2
設置根拠	滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、ヨット競技を通じて県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図る。
開館（設置）	平成8年5月
建物構造	鉄骨構造
面積	敷地面積 7,857.14 m ²
利用できる期間・時間	○開場時間 午前8時から午後7時まで（駐車場を除く） ○休場日 12月29日から翌年1月3日 ※教育委員会は、必要があると認めるときは、開場時間・休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。
主な施設・規模	・艇庫棟 建築面積：2220.91 m ² 、延床面積：5,339.02 m ² ・斜路 2面、2,322 m ² ・栈橋 7基、565 m ²
利用者数	平成26年度 13,998人 平成25年度 13,360人 平成24年度 16,609人
管理運営主体	現在の指定管理者 SSグループ (指定管理期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日)
主な利用イベント	・メイレガッタ（5月） 来場者数：約500人 主催者：滋賀県セーリング連盟

メディアへの露出 情報発信等	○自主事業 チラシ配布枚数 75,000枚 ○インターネット閲覧件数(年間) 3,200件 ○新聞記事記載件数(年間) 5件
施設ホームページ	http://www.bsn.or.jp/yacht/

ネーミングライツ料 (希望額)	年額 20万円(消費税および地方消費税を含む)
契約期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

総工費：9億3千万円

9.2 沿革

昭和57年10月 びわこ国体終了後、柳が崎に琵琶湖におけるセーリングスポーツの拠点を建設する気運が高まる

平成2年12月 柳が崎ヨットハーバー整備事業基本計画着手

平成6年3月 柳が崎ヨットハーバー整備事業基本設計着手

平成7年10月 柳が崎ヨットハーバー建築工事着工

平成8年10月 柳が崎ヨットハーバー竣工

平成8年11月 柳が崎ヨットハーバー供用開始

平成12年1月 「滋賀ボート会館」の寄付を受け「ヨットハーバー管理棟」として使用開始

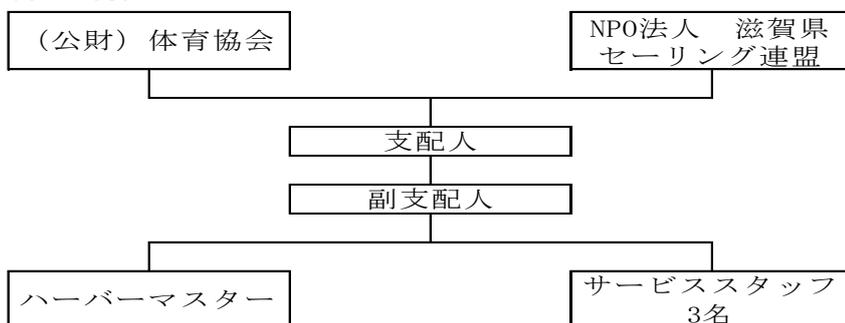
9.3 利用人数および利用料金

(単位：件数、艇数、人数、円)

	平成25年度				平成26年度					
	件数	利用艇数	利用者数	利用金額	件数	利用艇数	利用者数	利用金額		
艇庫 使用料	団体	県内	9	127	6,746	7,035,000	9	127	7,426	7,235,500
		県外	4	33	3,196	2,901,000	4	33	2,824	2,983,650
	個人	県内	16	16	86	940,000	15	15	56	908,250
		県外	17	17	69	830,541	13	13	23	625,987
	計	46	193	10,097	11,706,541	41	188	10,329	11,753,387	
斜路 栈橋 使用料	県内		49	638	638	1,090,980	29	522	522	906,300
	県外		27	234	234	600,210	20	316	316	805,900
	計		76	872	872	1,691,190	49	838	838	1,712,200
駐車場利用料			2,380	-	2,380	2,332,977	2,677	-	2,677	2,537,250
光熱水費分担金			102	-	-	110,468	109	-	-	112,745
付帯設備使用料			164	-	164	16,400	573	-	573	57,300
合計			2,768	1,065	13,513	15,857,576	3,449	1,026	14,417	16,172,882

9.4 運営体制

平成27年4月1日現在



10 県立ライフル射撃場



10.1 概要

施設名	滋賀県立ライフル射撃場
所在地	大津市大石東町鉾峠
設置根拠	滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図る。
開館（設置）	昭和55年5月
建物構造	鉄骨構造
面積	延床面積 806.27 m ²
利用できる期間・時間	○開場時間 午前8時30分から午後5時まで ※使用する際は、事前連絡が必要 ○休場日 不定期（事前連絡がなければ休場）
主な施設・規模	エアライフル射撃場 16射座 ビームライフル射撃場 7射座 スモールボアライフル射撃場 26射座
利用者数	平成26年度 871人 平成25年度 803人 平成24年度 980人
管理運営主体	現在の指定管理者 NPO法人 滋賀県ライフル射撃協会 （指定管理期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日）
主な利用イベント	・滋賀県ライフル射撃競技大会、練習使用 来場者数：約800人 主催者：滋賀県ライフル射撃協会
メディアへの露出情報発信等	○自主事業 年間事業発送（近畿ライフル射撃協会事務局、大学あて） ○インターネット掲載
施設ホームページ	http://www.rifle-shiga.org/about.html

ネーミングライツ料 (希望額)	年額 10万円 (消費税および地方消費税を含む)
契約期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

総工費：6千万円

10.2 利用人数および利用料金

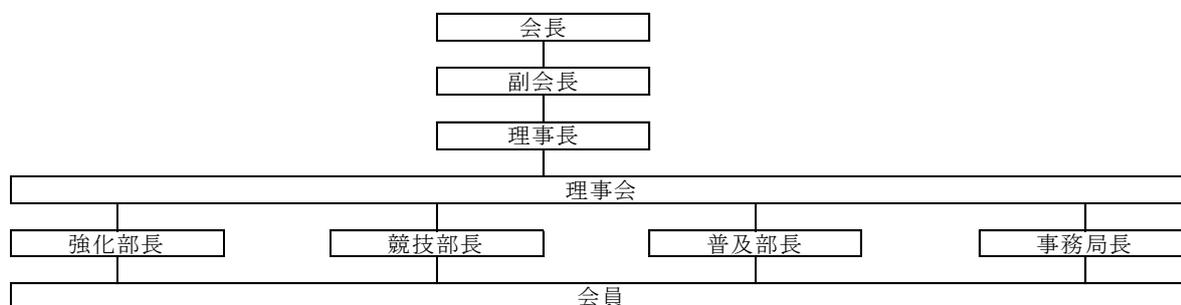
(単位：人数、円)

平成25年度		平成26年度	
利用者数	利用料金収入	利用者数	利用料金収入
803	396,450	871	421,860

10.3 運営体制

特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会全体で運営。会員数は27名（但し、生徒は除く）。

平成27年4月1日現在



第3 外部監査の結果および意見

1. 施設のあり方について

1.1 滋賀県の文化・スポーツ施策について

1.1.1 滋賀県基本構想について

滋賀県では平成27年3月に「滋賀県基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～みんなでつくろう！新しい豊かさ～」を基本理念として掲げている。この基本構想は、時代の潮流と課題と踏まえ、これからの滋賀を築いていくための基本理念を掲げ、一世代後となる平成52年（2040年）頃を展望し、長期的な視点から滋賀の目指す姿を明らかにする「長期ビジョン編」と、今後4年間に先駆的・重点的に取り組むべき政策を掲げる「重点政策編」で構成されている。「重点政策編」では、7つの「重点政策」（以下「重点政策」という。）に取り組むとしている。

滋賀県の人口は前年比較では48年ぶりの減少となっており、人口減少局面に入ったと推測されており、人口減少と少子高齢化を前提とした経済・社会システムを見直していくことが必要となっている。地域別に見ると大津地域は平成32年頃まで増加し、南部地域は平成47年頃まで増加すると予測される一方、東近江地域や湖東地域、湖北地域、甲賀地域、高島地域では既に人口減少に転じている。

そのような時代の潮流と課題のなか、「長期ビジョン編」では暮らしを取り巻く状況の変化として「文化芸術・スポーツによる地域活性化の期待」として、以下のように記載している。

文化芸術・スポーツによる地域活性化の期待

1年間に文化創作活動をおこなった県民の割合は7割に達していますが、博物館1館当たりの入館者数は全国平均より低く、文化施設や地域のイベントなどで活動する文化ボランティアも必要とされています。

国内外に誇ることのできる文化として文化財を挙げる県民の割合は6割を超えますが、県外の認知度が低く、活用と情報発信が課題となっています。

また、週一回以上スポーツを行っている人の割合は全国の数値を下回っています。

県内にプロ野球やJリーグのチームがなく、プロスポーツ観戦の機会が少ない状

況です。国民体育大会等に向けて優秀なスポーツ指導者を養成・確保する必要があります。

国内では平成 32 年(2020 年) のオリンピック・パラリンピック東京大会をはじめ、大規模なスポーツイベントの開催を控え、本県でも、平成 33 年 (2021 年) に関西ワールドマスターズゲーム 2021、平成 36 年 (2024 年) に第 79 回国民体育大会と第 24 回全国障害者スポーツ大会を開催することとしています。また、新生美術館の整備や琵琶湖博物館のリニューアルなどを進めています。

人口減少に伴い地域の活力が失われることが危惧される中、人々の楽しみとなり、人と人をつなぎ、地域を活性化する「文化とスポーツの力」が求められています。

また、「重点政策編」では以下の 7 つの重点政策が掲げられている。

- 1.子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現
- 2.すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現
- 3.滋賀の強みを生かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造
- 4.琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現
- 5.豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信
- 6.「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造
- 7.人やものが行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現

上記重点政策 6『「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造』において以下のように記載している。

○現状と課題

・国宝・重要文化財の指定件数が全国第 4 位と、質が高く豊かな歴史文化遺産を県内各地に有していますが、それぞれの地域で文化財を守り、伝えていく力の衰退が懸念されています。

・「神と仏の美」、近代・現代美術、アール・ブリュットなど、世界に誇りうる「美」の魅力が数多くあります。

・成人の週1回以上の運動・スポーツの実施率は全国の数値を下回っており、地域における運動・スポーツ活動を充実していくことが必要です。

・平成32年(2020年)オリンピック・パラリンピック東京大会の開催や本県を本拠地とするプロスポーツチームの活躍などにより、県民のスポーツへの関心が高まっています。また、平成36年(2024年)に予定されている国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、スポーツ施設の充実・確保や競技力の向上が課題となっています。

・平成23年(2011年)に施行されたスポーツ基本法において、「障害者スポーツの推進」が明記され、障害のある人が気軽にスポーツに取り組める環境づくりが求められています。

○目指す方向

・オリンピック・パラリンピック東京大会の開催効果の本県に取り込むため、参加国代表選手(団)の事前合宿を誘致し、県民との交流機会を設けるとともに、オリンピック憲章に基づき、本県の特色ある文化の魅力を世界に発信するため、文化プログラムを展開します。

・地域の歴史文化遺産の魅力を掘り起し、積極的に発信するとともに、その保存・継承を支援します。「神と仏の美」やアール・ブリュットなど滋賀県ならではの「美」の魅力を発信します。「美の滋賀」づくりをはじめ、創造的な地域づくりにつながる文化活動を支援します。

・すべての県民が日常的にスポーツを「する」、「みる」、「支える」ことができるよう、地域における運動・スポーツ活動を充実させるとともに、スポーツ環境の充実やプロスポーツチームとの連携を推進し、地域の活力を向上させます。また、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の開催に向け、競技力の向上に努め、本県出身のトップアスリートを育成します。

○施策の展開

【施策1】 東京オリンピック・パラリンピックで元気な滋賀づくり

【施策2】 地域を元気にする文化振興と「美の滋賀」づくり

【施策3】 県民が元気になるスポーツ振興と県民総参加による国体・全国障害者スポ

一ツ大会の開催

○平成 30 年度(2018 年)の目標とする指標

1 文化やスポーツを楽しめるまちづくりに満足している県民の割合

平成 25 年度 34.6% → 平成 30 年度 50%

2 1 年間に文化創作活動を行なったことのある県民の割合

平成 25 年度 71.4% → 平成 30 年度 75%

3 1 年間に芸術文化を鑑賞したことのある県民の割合

平成 25 年度 77.3% → 平成 30 年度 85%

4 文化財の指定件数

平成 25 年度 1,325 件 → 平成 30 年度 1,365 件

5 成人の 1 回以上のスポーツ実施率

平成 24 年度 45.2% → 平成 30 年度 全国の数値を上回る

(参考) 平成 24 年度 全国 47.5%

6 障害者スポーツ県大会およびスペシャルスポーツカーニバルの参加人数

平成 25 年度 1,527 人 → 平成 30 年度 2,000 人

1.1.2 「外郭団体および公の施設の見直し計画」について

平成 21 年 12 月に滋賀県では「外郭団体および公の施設見直し計画」(以下「見直し計画」という。)を公表している。公の施設については、県民ニーズに応じた行政サービスを提供する観点から、サービスの向上と効率的な管理運営に努めてきたところであるが、市町や民間等における施設が充実するとともに、地方分権改革が進展していることから、改めて県が本来担うべき役割を見極め、ソフト対策も含めた効果的かつ効率的な施設運営という観点に立って、施設の必要性も含め、そのあり方について抜本的な見直しを行っていく必要があるとした。見直し計画は平成 26 年度までを計画期間とし、見直しの基本的な考え方は以下となっている。

1.見直しの視点

今回の見直しにおいては、今日の社会経済情勢の外、施設の設置目的、類似施

設の整備状況、施設の利用状況といった施設の状況や、地方分権により基礎自治体重視が進んできたことから、広域の地方自治体として、民間や市町を補完する県の役割を踏まえ、当該施設により、県として引き続きサービスを提供する必要性について、次の視点からゼロベースで見直しを行いました。

また、存続が必要な施設についても、効果性や効率性の向上を図る観点から、管理運営のあり方について検討を行いました。

①施設機能の代替性

県施設とサービスの内容や水準が同程度の類似施設が整備されていたり、既存施設の工夫によって対応できるなど、施設機能の代替性が認められるものについては、県施設としての必要性を見直す。

②施設利用の限定性

施設周辺などの特定の地域の住民や、特定の団体の利用が主となっているものについては、県施設としての必要性を見直す。

③他施設との一体管理による効率性

県以外が運営する近隣の関連・類似施設と一体的に管理運営されることにより、県が管理するよりも、効果的・効率的運営が期待されるものについては、県施設としての必要性を見直す。

監査対象とした施設の見直しの具体的な内容は以下となっている。

○移管・売却

栗東体育館

見直し方針	特定の団体や一定の地元利用があることから、現在の指定管理期間内に栗東市と移管協議を行います。 不調の場合には、廃止に向けた検討を行います。
具体的取組内容	施設移管に向け、栗東市と必要な施設整備等、移管条件の検討を実施し、平成 23 年度に移管を行います。

柳が崎ヨットハーバー

見直し方針	利用者の大半が特定団体であることから、現在の指定管理期間内に利用団体と売却について協議し、不調の場合は、原則として廃止しますが、利用料金等を見直した場合との費用対効果を勘案し方針を決定します。
具体的取組内容	<p>①施設利用者に説明を行うとともに、利用団体と売却について平成 22 年度までに協議します。</p> <p>②売却が不調な場合は、原則として廃止しますが、施設使用料の見直しと施設改修費用の負担の見直し、および管理運営費用の縮減を図った場合との費用対効果を勘案し方針を決定します。</p>

県立ライフル射撃場

見直し方針	利用者が特定団体に限定されているため、現在の指定管理期間内に団体と売却について協議します。不調の場合は、原則として廃止しますが、利用料金等を見直した場合との費用対効果を勘案し方針を決定します。
具体的取組内容	<p>①売却に向けての検討を行い、平成 23 年度に売却を行います。</p> <p>②売却が不調な場合は、原則として廃止しますが、施設使用料の見直しと施設改修費用の負担の見直し、および管理運営費用の縮減を図った場合との費用対効果を勘案し方針を決定します。</p>

○運営改善

びわ湖ホール

見直し方針	<p>引き続き施設の維持管理コストの縮減を図るとともに、チケット販売の促進や寄付金、助成金の確保等、収入の拡大に努め、運営改善を図ります。</p> <p>しが県民芸術創造館を見直し、同館の機能をびわ湖ホールに統合することについて、平成 23 年度までに方針を決定します。</p>
具体的取組内容	<p>①これまで実施してきた運営改善を踏まえ、次期指定管理料の検討を行うとともに、施設の維持管理費の縮減や貸し館利用の拡大に努めます。</p> <p>②パブリシティ活動、びわ湖ホール友の会の拡大等によりチケット販売の促進に努めるとともに、助成金、企業協賛金や広告協賛金の拡大につとめます。</p> <p>③しが県民芸術創造館の機能統合については創造館のあり方検討に併せて、平成 23 年度までに方針を決定します。</p>

文化産業交流会館

見直し方針	<p>文化振興機能および産業振興機能のあり方について検討し、今後の施設の運営に関する方針を平成 22 年度までに定め、指定管理者の選定方法について決定します。</p>
具体的取組内容	<p>①文化振興機能および産業振興機能のあり方を検討し、平成 22 年度に今後の施設のあり方について方針を定めます。</p> <p>②上記の方針を踏まえて、指定管理者の選定方法について決定します。</p>

県立図書館

見直し方針	施設の管理業務の見直しにより管理運営費等の縮減を図るとともに新たな収入策を検討し、適正な運営管理に努めます。
具体的取組内容	<p>①第 6 期図書館コンピュータシステムの導入に合わせて、機器の見直しや一層のペーパーレス化を図ることにより経費を削減します。</p> <p>②更新する図書館コンピュータシステムにバナー広告の取り組み等、新たに収入を得る方策を検討します。</p> <p>③図書資料の購入や空調設備の維持管理等の契約手続きに、より競争原理を働かせることにより効率的な運営を図ります。</p>

県立体育館、県立武道館、スポーツ会館、琵琶湖漕艇場

見直し方針	施設の設備維持管理計画を策定し、計画的な施設管理に努めるとともに、各施設管理者による設備の点検強化を図り、使用頻度の少ない設備の維持の必要性を検討し、機能をスリム化し、指定管理者の評価方法について見直しを行います。
具体的取組内容	<p>①施設の設備維持管理計画を策定し、設備の点検強化を図るとともに、機能のスリム化について検討を行います。</p> <p>②指定管理の選定にあたり、施設の維持管理手法を対象とした評価手法について検討を行います。</p>

また、引き続き存続する公の施設については、施設の機能を十分に発揮できるよう、管理運営面の工夫や指定管理者制度の活用により、次の取り組みを進めていくとしている。

1.利用率の向上、収入の確保

県民の利用が低調である施設等については、利用率の向上を図る必要があります。このため、積極的な営業活動の実施や、広報活動の充実、近隣施設との連携強化等の取り組みを進めます。また、利用料金の設定に関する検証を行い、収入の確保に努めます。

2.県民サービスの向上

サービスの向上は、利用率の向上や収入の確保にもつながっており、一層の取り組みを進める必要があります。このため、利用者アンケートなどによるニーズの的確な把握に努め、改善策を検討し、実施していきます。

3.管理運営の効率化

施設の運営については、業務内容や人員配置、利用状況に応じた利用時間の見直しなどを行い、コストの削減に努め、管理運営の効率化に向けた取り組みを進めます。

4.指定管理者制度の運用の改善

指定管理者制度は、平成 18 年度より導入し、サービス向上及びコストの削減に寄与してきたところです。今後は、インセンティブの付与など民間の創意工夫を生かす仕組みを検討し、また、モニタリングの手法を確立してマニュアル化を図るなど、運用の改善に向けた取り組みを進めます。

1.1.3 「新しい滋賀の魅力を作る文化・スポーツ戦略」について

滋賀県では基本構想に基づき、すべての県民が日常的に文化とスポーツを楽しむことのできる元気あふれる滋賀を作り、その魅力を新しい豊かさとして広く発信することで、本格的な人口減少社会の到来を見据えた県民の誇りづくりと地域活性化を図る趣旨で平成 27 年 3 月に「新しい滋賀の魅力を作る文化・スポーツ戦略」（以下「文化・スポーツ戦略」という。）を策定した。これは、基本構想の重点政策 6『「文化・スポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造』の目指す方向の実現に向け、平成 36 年度までの 10 年間に県として戦略的に取り組む施策の指針と位置付けている。

文化・スポーツ戦略の目指す方向と平成 36 年の滋賀の姿は次のとおりとしている。

目指す方向

平成36年(2024年)の滋賀の姿

楽しさいっぱいの滋賀！

◇すべての県民が日常的に文化やスポーツの「する」「みる」「支える」に参画しています。

新しい滋賀の魅力を発信！

◇新しい滋賀の魅力となる文化やスポーツの場(施設・イベント)が定着しています。

人と人がつながる滋賀！

◇滋賀の文化やスポーツを楽しむ国内外からの来訪者が増えて、地域が活性化しています。

【文化・スポーツの主なスケジュール】

H27	陶芸の森開館 25 周年 全国高等学校総合文化祭 ラグビー・ワールドカップイングランド大会
H28	琵琶湖博物館リニューアルオープン(第1期) リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック
H29	
H30	平昌冬期オリンピック・パラリンピック 琵琶湖博物館リニューアルオープン(第2期) びわ湖ホール開館 20 周年
H31	新生美術館オープン ラグビーワールドカップ日本大会
H32	東京オリンピック・パラリンピック 陶芸の森開館 30 周年

	琵琶湖博物館リニューアルオープン（第3期）
H33	関西ワールドマスターズゲーム 2021
H34	安土城考古博物館開館 30 周年
H35	びわ湖ホール開館 25 周年
H36	国体・全国障害者スポーツ大会

平成 36 年の滋賀の姿を実現するため、これから 10 年間に展開する 3 つの戦略と戦略に沿って当面の間（平成 27 年度から平成 30 年度まで）重点的に実施する施策は以下としている。

戦略 1 東京オリンピック・パラリンピックで元気な滋賀づくり

世界最大のスポーツの祭典であるオリンピック・パラリンピックは、同時に文化の祭典でもあります。2020 年東京大会では、その効果を東京一極集中にせず、開催後も将来にわたり日本全体の発展に寄与するものとするため、各地で様々な取組が進められています。

本県も、東京大会の開催効果を取り込み、平成 36 年（2024 年）開催する国体・全国障害者スポーツ大会を成功させ、その後のスポーツ振興にも活かしていくため、事前合宿の誘致などにより、世界のトップアスリートと県民の交流機会の創出に取り組めます。

また、世界の注目が日本に集まるこの機会を活用し、滋賀の特色ある文化の魅力を世界に発信するとともに、世界の文化との交流を促進し、滋賀の文化の魅力をさらに向上させます。そして、海外から訪日される旅行者を積極的に誘客し、おもてなしに取り組むことで、経済も含めた地域の活性化を図ります。

さらに、東京大会を契機に、滋賀の文化やスポーツを盛り上げることに加え、多言語対応やユニバーサルデザイン化を進めることで、滋賀ならではのまちづくりを目指します。

【重点施策】

1.東京オリンピック・パラリンピック事前合宿やラグビーワールドカップ日本大会キ

キャンプ等の誘致

- 2.滋賀ゆかりのトップアスリート等と県民との交流機会の創出
- 3.滋賀の特色ある文化プログラムの発信と世界の文化との交流
- 4.「世界から滋賀へ」誘客促進・おもてなし環境の整備
- 5.「世界遺産」・「日本遺産」への登録推進

戦略2 地域を元気にする文化振興と「美の滋賀」づくり

滋賀県は、国宝・重要文化財の指定件数が全国4位と、質の高い歴史・文化資源を豊富に有し、「神と仏の美」、近代・現代美術、アール・ブリュット、信楽焼など、世界に誇りうる滋賀ならではの「美」が多数あります。また、琵琶湖をはじめとする恵み豊かな自然と共存する中で、独自に育まれてきた料理や慣習、地域の伝統的な祭りなど、多彩な生活文化、伝統文化に彩られています。

滋賀ならではの文化の魅力を国内外に広く発信するため、地域や幅広い分野の団体の連携のもと、「美の滋賀」の拠点として新生美術館を整備するとともに、平成8年（1996年）の開館以来の大規模リニューアルにより琵琶湖博物館の発信機能を強化します。

このように充実した文化基盤を活かし、全国高等学校総合文化祭などによる次代の文化を担う人材の育成や、多様な主体による文化活動の活発化に取り組みます。

また、滋賀が誇る歴史・文化資源やアール・ブリュットの魅力を広く発信することで、さらに多くの県民が滋賀の文化の魅力に気づき、それを誇りとして、自ら発信しようとする、そのような文化の力を活かした県民主体の創造的な地域づくりを推進します。

【重点施策】

- 1.未来の文化の担い手育成
- 2.文化芸術の力を活かした創造的な地域づくり
- 3.滋賀から誇る歴史文化遺産の保存と活用
- 4.アール・ブリュットの魅力発信

5. 「美の滋賀」の拠点となる新生美術館整備

6. 琵琶湖博物館のリニューアルによる発信機能の強化

戦略 3 県民が元気になるスポーツ振興と国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催

平成 32 年（2020 年）の東京オリンピック・パラリンピックの 1 年後には、関西ワールドマスターズゲームズ 2021 が、その 3 年後の平成 36 年（2024 年）には本県で国民体育大会・全国障害者スポーツ大会が開催されます。

これらの大規模なスポーツイベントを成功させるとともに、これらを契機として、県民がより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境づくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図ります。

また、県や市町、関係機関・団体、大学、企業等が緊密な連携を図り、福祉、教育、観光および経済への総合的かつ複合的な効果を通して、滋賀の活力を高めます。

さらに、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、県民の皆さんが大会に向けた準備や運営に主体的に参画することにより、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげます。

【重点施策】

1. 競技力向上と世界で活躍する滋賀のトップアスリートの育成
2. 障害者スポーツの振興とスポーツを通じた共生社会の実現
3. 関西ワールドマスターズゲームズ 2021 の開催準備と生活スポーツの推進
4. 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の成功に向けた準備
5. 身近にスポーツを楽しめる環境の整備と健康づくりの推進
6. プロスポーツ等との連携とスポーツ交流による地域活性化

なお、上記戦略の推進のために①推進体制の整備②多様な主体との連携・協働③進捗管理が必要としている。

(注) 用語解説

・アール・ブリュット...フランスのジャン・デュビュッフェ (Jean Dubuffet 1901-1985) という芸術家が考案した言葉で、日本語に訳される場合には一般的に「生(き、なま)の芸術」とされる。「美術の専門的な教育を受けていない人が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から湧き上がる衝動のまま表現した芸術」と解釈されている。
(アール・ブリュット発信検討委員会報告書より抜粋)

・ワールドマスターズゲームズ...国際マスターズゲーム協会が4年ごとに主催する中高年齢者のための世界規模の国際競技大会。平成33年(2021年)に関西で開催される。英語では、「World Masters Games」という。

・国民体育大会(略称:国体)...都道府県の持ち回り方式で毎年開催されている国内最大のスポーツの祭典であり、「冬季大会」は1月から2月に、「本大会」は9月から10月に開催されている。競技は都道府県対抗方式で実施され、男女総合成績第1位には天皇杯が、女子総合成績第1位には皇后杯が授与される。
滋賀県では平成36年(2024年)に昭和56年(1981年)の「びわこ国体」以来43年ぶり2度目の本大会が開催されることが内々定している。

・全国障害者スポーツ大会...1965年から身体障害のある人を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、1992年から知的障害のある人を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、2001年から国民体育大会終了後に、同じ開催地で行われている。大会の目的は、パラリンピックなどの競技スポーツとは異なり、障害のある人の社会参加の推進や、障害のある人々に対する理解を深めることにある。

1.2 文化施設について

1.2.1 文化振興基本方針の概要

滋賀県では「滋賀県文化振興条例（以下「文化振興条例」という。）」を平成 21 年 7 月 23 日に施行した。この文化振興条例に基づき、文化振興に関する総合的・長期的な目標、文化振興施策の方向等を盛り込んだ「滋賀県文化振興基本方針（以下「文化振興基本方針」という。）」を定めている。

文化振興基本方針の期間は、平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間としており、基本目標と重点施策は以下のとおりとなっている。

(基本目標)

～滋賀の文化力が高まり、地域が元気になっていく姿～

- 文化を大切にする気運が盛り上がる
- 伝統文化、生活文化、風景など今日まで継承されてきた滋賀の文化的資産の潜在的な力に気づき、光をあてるとともに、新たに創造される芸術文化等と合わせて文化力が高まる
- 国内外へ発信できる文化の滋賀ブランドの構築が進み、文化で滋賀が元気になっていく

(重点施策)

1. 県民の主体的な文化活動の促進

(1) 自立的な文化活動の促進

(2) 文化活動の環境の整備

2. 未来の文化の担い手の育成

(3) 子どもが本物の文化に触れる機会の充実

(4) 若手芸術家等の育成・支援

(5) 文化活動を支える人材（アートマネージャー等）の育成・支援

3. 文化力の向上による滋賀ブランドの構築

(6) 滋賀ならではの文化的資産の発掘・保存・活用

(7) 滋賀の新たな文化的資産の創造

(8) 文化による滋賀ブランドの国内外への発信

また、重点施策の具体的方向において、監査対象である、びわ湖ホール、文化産業交流会館、県立図書館に係る事項は、以下のとおりである。

(注)文化振興基本方針では、文化団体および文化施設を以下のとおり定義している。

※1 文化団体とは

市町の文化協会、文化連盟、分野ごとに組織された県域の文化組織、演奏団体、劇団、作家集団、文化財保護・活用団体、景観保全組織、各種の支援組織など、地域や県域で文化活動を行う各種の団体とする。

※2 文化施設とは

文化ホール、美術館、博物館、図書館、公民館等、文化活動が行われている施設とする。

【重点施策 1】 自立的な文化活動の促進

【主な取組】

1.文化団体の自立的な活動の促進

(1)文化・芸術活動に関する相談窓口機能の充実

文化団体からの文化・芸術活動に関する相談に対応する窓口機能を県立文化施設等に設置します。

(2)文化団体と県・文化施設との協働事業の実施

文化団体と県・文化施設との協働による公演や展覧会等を開催します。

(3)アートマネジメント研修の実施

文化活動の企画・運営をマネジメントし、文化・芸術と地域社会を結びつけることができる人材を育成するための研修を実施します。

(4) 文化団体に対する各種助成制度等の情報収集・提供

インターネット等を通じて、文化団体に対する国、財団等の各種助成制度の情報収集および提供を行います。

2.文化ボランティア活動の促進

(1)文化ボランティア登録の拡充および活動の促進

近代美術館サポーター、びわ湖ホール劇場サポーター、琵琶湖博物館はしかけ等、文化ボランティアの拡充および活動の促進を図ります。

【重点施策2】文化活動の環境の整備

【主な取組】

1.時代の変化に応じた多彩な事業展開の推進

(1)県民参加型事業の展開

県民が出演する舞台芸術公演、県民が創作した作品の展覧会等の県民参加型事業を、文化施設等で展開します。

(2)地域の拠点施設としての文化施設の事業展開

地域の拠点施設として、文化施設がその使命を踏まえ、時代の変化に応じた多彩な事業等を展開します。

2.県内文化施設のネットワーク化による有効活用

(1)滋賀県公立文化施設協議会等との連携による情報交換等

滋賀県公立文化施設協議会や滋賀県博物館協議会と連携し、文化施設間の情報交換や職員を対象とした事業企画、舞台技術等の研修等を実施します。

また、滋賀県公共図書館協議会や滋賀県公民館連絡協議会と連携し、公共図書館や公民館において文化事業等が積極的に展開されるよう、情報交換等を実施します。

(2)文化施設の連携、協働による事業展開

統一テーマによる展覧会やコンサートの開催、スタンプラリーの実施等、県立・市町立・民間の文化施設間の連携、協働による文化事業を展開します。

3.文化活動の場の拡充（文化施設以外の場所）

(1)文化施設以外で、文化・芸術活動ができる場の情報収集および提供

公園、商店街、病院、駅等、文化施設以外の場所で、県民が文化・芸術活動ができる場所の情報収集や案内を行う総合窓口を設置します。

(2)学校、病院等における公演、展示等の開催

県立文化施設の普及事業として、学校、病院等における公演や展示等を開催します。

4.障害者、高齢者、子育て中の保護者等の文化活動の充実

(1)幼児、家族向け公演・展示等の充実

県立文化施設において、子育て中の保護者が幼児を連れて参加できる公演、展覧会等の開催機会を増やします。

(2)学校、病院等における公演、展示等の開催

県立文化施設の普及事業として、学校、病院等における公演や展示等を開催します。

【重点施策 3】子どもが本物の文化に触れる機会の充実

【主な取組】

1.文化施設における子ども・若者向け公演・展示等の拡充

(1)県立文化ホールにおける青少年向け舞台芸術公演等の開催

びわ湖ホール、文化産業交流会館等において青少年向け舞台芸術公演を開催します。

(2)県立美術館・博物館における青少年向け文化・芸術体験プログラムの提供

近代美術館、琵琶湖博物館、陶芸の森等において、青少年向け文化・芸術体験プログラムを提供します。

(3)幼児、家族向け公演・展示等の充実（再掲）

県立文化施設において、子育て中の保護者が幼児を連れて参加できる公演、展覧会等の開催機会を増やします。

3.学校教育における文化体験学習の充実

(1)県内の全ての小中学生を対象とした本物の舞台芸術に触れる機会の提供

学校等との連携により、県内の全ての子どもが中学校3年生までにびわ湖ホール等で舞台芸術を鑑賞する機会を提供します。

【重点施策 4】若手芸術家等の育成・支援

【主な取組】

1.若手芸術家、伝統文化伝承者等の育成・支援

(1)県立文化施設における若手芸術家の育成

びわ湖ホールにおいて、専属アンサンブルの運営により若手声楽家を育成するほか、オペラの若手演出家の養成を行います。

(2)若手芸術家の発表の機会の提供等

文化ホール・美術館等において若手芸術家の発表の機会の提供等を行います。

(3)地域で育まれてきた伝統文化や伝承技術の保存・継承への支援

地場産業の産地や農山村地域で育まれてきた伝統文化や伝承技術を保存、継承する活動を支援します。

【重点施策 5】文化活動を支える人材（アートマネージャー等）の育成・支援

【主な取組】

1.文化ボランティア等の育成

(1)文化ボランティア登録の拡充および活動の促進（再掲）

近代美術館サポーター、びわ湖ホール劇場サポーター、琵琶湖博物館はしかけ等、文化ボランティアの拡充および活動の促進を図ります。

【重点施策 6】滋賀ならではの文化的資産の発掘・保存・活用

【主な取組】

1.滋賀ならではの文化的資産の保存と活用

(1)博物館等における歴史的文化的資産の収集・保存・公開

安土城考古博物館、琵琶湖博物館、図書館、（仮称）平和祈念館等において歴史的文化的資産を収集・保存し、公開します。

(2)滋賀ならではの伝統文化の継承

本県の代表的な民謡である江州音頭の普及振興や、農山村地域で育まれた伝統文化や伝承技術の保存活動を支援することにより、滋賀ならではの伝統文化を継承します。

【重点施策 7】新たな滋賀の文化的資産の創造

【主な取組】

1.芸術創造の促進

(1)県立文化ホールにおける優れた舞台芸術の創造と県民への提供

びわ湖ホール等において、プロデュースオペラなど優れた舞台芸術を創造し、県民へ提供します。

(2)県立文化ホールに「芸術監督」等の専門人材を設置

びわ湖ホール等に、芸術面を総括し、指揮監督を行う者（芸術監督）等の専

門人材を置きます。

②芸術家が集う環境整備

【重点施策 8】文化による滋賀ブランドの国内外への発信

【主な取組】

①観光・産業分野との連携による魅力ある文化的資産の活用

(1)県立文化施設における観光や地域と連携した事業展開

びわ湖ホール、文化産業交流会館等において観光の催しや地域の行事と連携した事業を実施します。

(2)文化的資産や文化施設を活用した観光ルートの開発・紹介

文化的資産・生活文化や文化施設を活用した魅力ある観光ルートを開発し、県内外へ紹介します。

2.魅力ある文化的資産の発信・交流の促進

(1)県立文化ホール・美術館における優れた舞台芸術公演や展覧会の開催等

びわ湖ホール等においてプロデュースオペラ等、国際的水準の舞台芸術公演や、近代美術館、陶芸の森等において芸術性の高い展覧会等を開催します。

(2)県立文化施設における国内外の芸術家との交流

びわ湖ホールにおける国内外の芸術家による公演の開催や、陶芸の森における国内外の若手陶芸家を対象としたアーティスト・イン・レジデンス（滞在型共同創作研修）等を行います。

上記に基づいて文化施設は各種施策を進めている。以降で、課題のある事項について詳細に検討する。

1.2.2 県の文化行政における出資法人のあり方等について

県は、「県の文化行政における出資法人のあり方等について」に、文化振興基本方針に沿った文化振興をより効率的、かつ積極的に推進するために（公財）びわ湖ホールと（公財）文化振興事業団両財団の文化芸術部門を統合する方針を示している。内容は以下のとおり。

【図表 1.2.2】

(1)県の文化行政が目指すところ

滋賀県文化振興基本方針における「滋賀が目指す将来の姿」 = 多様な主体による協働のもとに、自然とともに日々の暮らしの中で魅力ある文化を育み、誰もが誇りや愛着を持てる滋賀

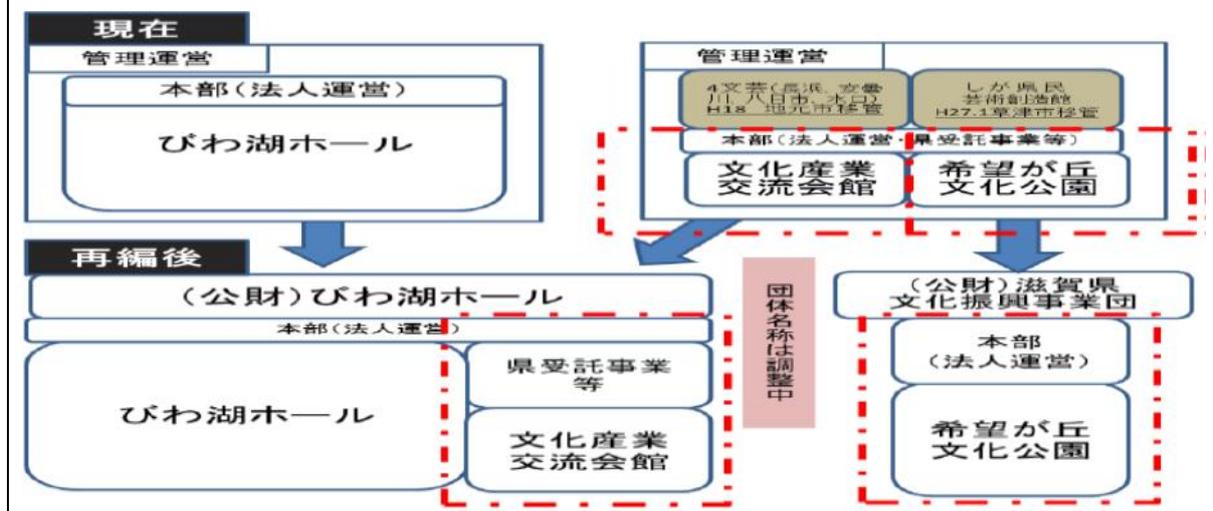
文化振興施策の3本の柱と8つの重点施策が置かれ、重点施策の一つである「文化活動の環境の整備」として ①時代の変化に応じた多彩な事業展開の推進 ②県内文化施設のネットワーク化による有効活用などを進めていくとしているところ。そのためには、県行政と文化芸術の専門的団体である出資法人が両輪となって、県の文化行政を進めていくことが不可欠である。

(2)出資法人のあり方について

県立文化施設の管理運営のほか、本県の文化施策の発信や芸術文化祭などの事業の実施、また県内市町ホールとの連携など総合的な文化芸術振興施策を推進するためには、高い舞台芸術技術を持ち、現在びわ湖ホールを管理している（公財）びわ湖ホールと、長い歴史により培われた文化のネットワークを持ち、現在文化産業交流会館を管理している（公財）滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門を統合し、文化芸術に関わる県が出資する法人を一元化する必要がある。



（公財）びわ湖ホールと（公財）文化振興事業団の文化芸術部門の統合を県方針とする。



【4つの効果】

- (1) 組織の強化：総合的な文化芸術振興を担う団体を一元化し、目的を文化芸術のみに明確化することにより組織の強化が図れる。
- (2) 機能の強化：県立文化ホールを一元管理できる団体を形成し、知識やスキル等の集約により2館連携による機能強化が図れる。
- (3) ネットワークの強化：両団体がこれまで蓄積してきた文化のネットワークの相乗効果により、さらなる協働・連携の強化が図れる。
- (4) 効率化：団体の本部機能の集約化により、法人管理運営部門における人件費等の経費抑制が図れる。

これは、特に文化産業交流会館が大きな影響を受けると思われるため、「2.4 文化産業交流会館」で検討することとする。

1.2.3 びわ湖ホール

(1) 設立経緯

びわ湖ホールは、駐車場を含む総工費約280億円、施設維持費用が建設当初は年間で約20億円が想定されており、運営経費の抑制が図られた現在の指定管理料においても約9億5千万円かかっていること、また、今後の施設維持にかかる大規模な修繕には、相当額が必要と見込まれる。

これらのことから、びわ湖ホールは他の施設よりも有効性（文化振興）と効率性を県民に明示する必要性が高い。

そこで、設立経緯から振り返って検討したい。なお、経緯を説明するにあたり、滋賀県および（公財）びわ湖ホールからの提供資料の他に、「びわ湖ホール オペラをつくる 創造し発信する劇場」を参考にしている。

（注）「びわ湖ホール オペラをつくる 創造し発信する劇場」について

2007年3月20日 初版第1刷発行

著者：上原 恵美 氏（京都橘大学名誉教授 （公財）びわ湖ホール元理事長兼
元館長）

井上 建夫 氏 ((公財) びわ湖ホール総括アドバイザー
前理事長兼前館長)

牧野 優 氏 ((公財) びわ湖ホール舞台技術部 部長)

初田 靖 氏 ((公財) びわ湖ホール広報マーケティング部 部長代理)

小野 隆浩 氏 ((公財) びわ湖ホール 音響デザイナー)

① 文化の幹線計画

県において最初に設立が検討されたのは、昭和 46 年 11 月に県から出された『「滋賀県文化芸術会館建設のための構想」 - 文化の幹線計画 - 研究報告書』(以下「文化の幹線計画」という。)である。当時、滋賀県では「滋賀は文化果つる地」「文化不毛の地」という自虐的な言辭がよく聞かれ、これを払拭すべく文化の幹線計画が策定された。

文化の幹線計画では、当時の文化施設の現状と問題点に触れ、それを踏まえて「県民文化芸術会館中央館」が必要であるとしている。

§2. 滋賀県の文化施設の現状と問題点

(前略) 劇場、ホール、集会場施設としては、極めて少くわずかに、滋賀会館、長浜市民会館、彦根市民会館をもつにすぎない。絶対的な貧弱状態といえよう。施設内容についても同様である。

§6 文化施設のネットワーク構想の提案

(3)機能と規模

(前略) ホールの機能は、大ホールは、極めて多目的とならざるを得ず、音響計画などに問題点を生ずる場合もあろう。ぜいたくを言えば、オーケストラピットが設営可能で、オペラ上演可能を目標にするのが最も望ましい。

② 県民文化会館(仮称)検討懇談会報告書

その後、県内の各地域に文化芸術会館が建設されたが、最後に中央館に相当する施設の建設が残り、昭和 63 年 3 月に「県民文化会館(仮称)検討懇談会報告書」にて中央館建設に関する方向性が示された。

なお、以下、「県民文化会館(仮称)検討懇談会」は「検討懇談会」、「県民文化会

館（仮称）検討懇談会報告書」は「懇談会報告書」と省略して記載することがある。

報告書のうち、重要と思われる部分を最後に別紙として添付したが、要約すると「大津市に各文化会館の象徴となる大規模な中央館を設置し、音楽や演劇の専門ホールとする。」というものである。ただ、この時点ではオペラ劇場とするか、コンサートホールとするかは決まっていなかった。

③ なぜオペラ劇場なのか

前述の「懇談会報告書」では、オペラ劇場とするかコンサートホールとするか、明示されていなかったが、当時に開催されたびわこ国体で、地元につながる伝説を題材にした創作オペラ「三井の晩鐘」が県民の手で創作、演じられ、その経験を経たメンバーが懇談会の委員に多くいたことが、オペラ劇場となるきっかけになった。

また、新国立劇場が四面舞台をもつオペラ劇場になると発表され、日本でもオペラが広く親しまれる大きな契機になるのではと期待されていた時期でもあったことから、オペラ劇場となっている。

なお、具体的な建物仕様については、平成4年3月に（仮称）びわ湖ホール設計競技審議会を立ち上げ、以下の2点に留意して検討している。

- ① 「優れた鑑賞条件の下で国際的水準の舞台芸術公演が鑑賞できる舞台芸術専用ホール」であること。
- ② 「周囲の景観と調和して湖畔に美しい景観形成の核となるような色彩や形態等のデザイン面にも意を払う」こと。

④ 建設当時の中長期収支計画

県において中長期の収支計画は策定されておらず、収支計画に関する資料としては、以下の平成9年9月26日富士谷英正議員（現 近江八幡市長）による自民党代表質問に対する、小熊企画県民部長答弁が残っているのみである。

第2に、収支についてであります。平年ベースで、人件費を含めた施設の

維持管理費に約 10 億円、公演などの事業に約 10 億円、計 20 億円の経費を見込んでおり、収入については、他府県の大規模ホールから推測して、貸し館による使用料収入が約 1 億円、自主事業によるチケット収入が約 2 億 5,000 万円、その他の雑収入を含め、全体で約 3 億数千万円を見込んでおりますが、このほかにも民間団体による助成金や企業協賛金等の獲得に鋭意努めてまいりたいと存じます。

この他、「びわ湖ホール オペラをつくる」でも、予算に関する文章があるので、抜粋する。

1996 年 2 月、県議会の代表質問において「びわ湖ホール開館後の管理運営にはどのくらいの予算が必要とされるのか」という質問があり、当時の高井八郎滋賀県教育委員会教育長が「事業費 10 億円、管理運営費 10 億円の約 20 億円程度が必要である」と答弁して一応の目途が提示された。しかし、この答弁に対して、「滋賀県の財政規模（約 5000～6000 億円）に対して過大である。20 億円もあれば小さなホールが建築できる」などといった反発が生じたが、245 億円の施設建設費に対してランニングコストが 20 億円というのはそれほど大きな額であるとはいえないという意見もあり、とりあえずこの金額がその後の予算決定の目途になった。

⑤ 発見された課題

現在では、このような大規模施設を建設する場合は当然ながら中長期の収支計画を策定して、計画と実績を比較する、というのが常識である。

しかしながら、上記資料しか保存されていない状況を鑑みると当時は文化希求に応えるべく、新たな挑戦を続けながらも、他に類似の実績を持った施設がなかったこともあり、綿密な収支計画策定には至っていない、と言わざるを得ない。また、このような考慮すべき状況があったとしても、「245 億円の施設建設費に対してランニングコストが 20 億円というのはそれほど大きな額であるとはいえないという意見」に十分な数的根拠は認められず、より慎重に検討することが必要であったと考える。

(2) びわ湖ホールの半年間休館などの報道

平成 20 年 3 月、びわ湖ホールの運営費削減のために、半年間の休館等の検討が滋賀県でなされているとの新聞報道があった。その経緯と顛末については以下のとおり。

- 平成 20 年度予算編成に際し、以降 3 か年、400～600 億円の財源不足が見込まれることから、すべての施策や事務作業について、ゼロベースで徹底した見直しを実施。
- 指定管理料について、既に締結済みの基本協定についても、協議により改定できるとして見直しを実施。
- 「新たな財政構造改革プログラム」により、平成 20 年度 1 億円、平成 22 年度に 1 億 5 千万円を削減することとして基本協定改定。

○平成 19 年 12 月県議会における知事答弁

県内外から高い評価を受け、県民の誇りとなっている。びわ湖ホールを手放すことを考えるよりも、これまで積み上げてきた実績を県民の財産として後世に引き継いでいってこそ、その価値が真に生かされる。危機的な財政状況の中で、さらなる経費削減とともに、県民にとって親しまれる身近な存在になるよう、さらに業務内容を見直していきたい。

○平成 20 年 2 月県議会

県議会の最大会派が、予算特別委員会に修正案を提出する方針を固めたとの報道。

(報道内容)

削減予定の乳幼児などの福祉医療費約 4 億円を増額し、前年度と同水準に引き上げる財源として、びわ湖ホールを約半年間休館し、その間に民間会社も含めた管理者を公募して自主運営費を削減することを検討している。

しかしながら、3 月の予算特別委員会において、びわ湖ホールを半年間休館するという内容については、当該会派の議員から「誰もそのような発言はしていない」と否定されている。

すなわち、検討されたという実態はなかった。

○その中で、びわ湖ホール事業の維持に危機感を持ったびわ湖ホール劇場サポーター、利用者やファンにより結成された「びわ湖ホールを応援する会」が署名活動を実施した。

(署名について)

署名人数：29,039名（県内 9,596名 県外 19,443名）

その他：5団体（社団法人日本芸能実演家団体協議会、日本オペラ連盟、社団法人日本オーケストラ連盟、社団法人日本演奏連盟、日本音楽家ユニオン）からの要望書。

○結果として、当該議論に関しては、びわ湖ホールの運営に影響はなかった。

(3) 今後の長期修繕計画

① 概要

「第2 施設の概要」でも述べたように、今後、多額の修繕費用が見込まれ、また、長期休館の検討が必要な状況にある。修繕費用の詳細については「第3 外部監査の結果および意見 6 固定資産管理の状況 6.4 修繕計画策定の状況」にて検討しているので、参照願いたい。

ここでは、長期休館の影響について検討する。

「びわ湖ホール維持保全状況調査業務」によると、「大ホール客席の改修においては14ヶ月程度の改修工事期間が想定される」とある。また、他の施設でも長期間休館しているケースがある。

(他施設参考例)

施設名	竣工年	改修時期	休館期間	改修内容	工事費概算 (千円)
愛知芸術文化センター	1992	2007	2007.12~2008.3	機構	528,000
鳥取県立県民文化会館	1993	2007		機構・音響・照明・ 機構	700,000

施設名	竣工年	改修時期	休館期間	改修内容	工事費概算 (千円)
		2010	2010.11~2011.3	電気	575,000
		2012	2012.1~2012.2	建築・機構	180,000
		2014	2014.12~2015.3		145,800
東京芸術劇場	1990	2012	2011.4~2012.8	全体	8,400,000
アクトシティ浜松	1994	2012	2013.11~2014.3	機構	585,000
彩の国さいたま芸術劇場	2011	2011	2011.2~2011.8	建築・機構	2,424,000
富山市芸術文化ホール	1996	2012	2012.2~2012.5	機構・音響・照明	不明

② 発見された課題

実際に他施設で長期休館しているケースがあることも踏まえて、長期休館となった場合の、事業実施・展開方法について検討する必要がある。

(4) 自主事業について

① 概要

前述のとおり、自主事業とは、びわ湖ホールが自ら企画し実施する事業をいう。

自主事業の収支およびホールの稼働率については、「第3 外部監査の結果および意見 2 収支の状況 2.1.2 自主事業の状況」、「第3 外部監査の結果および意見 6 固定資産管理の状況 6.2.1 びわ湖ホール」でそれぞれ詳細に検討しているので、参照願いたい。

ここでは、県民がどのような文化に触れる機会があるのか、について検討したい。びわ湖ホールによると、平成25年度および平成26年度の自主事業は以下のとおり。